

労働災害発生状況と 現場における安全衛生管理等について

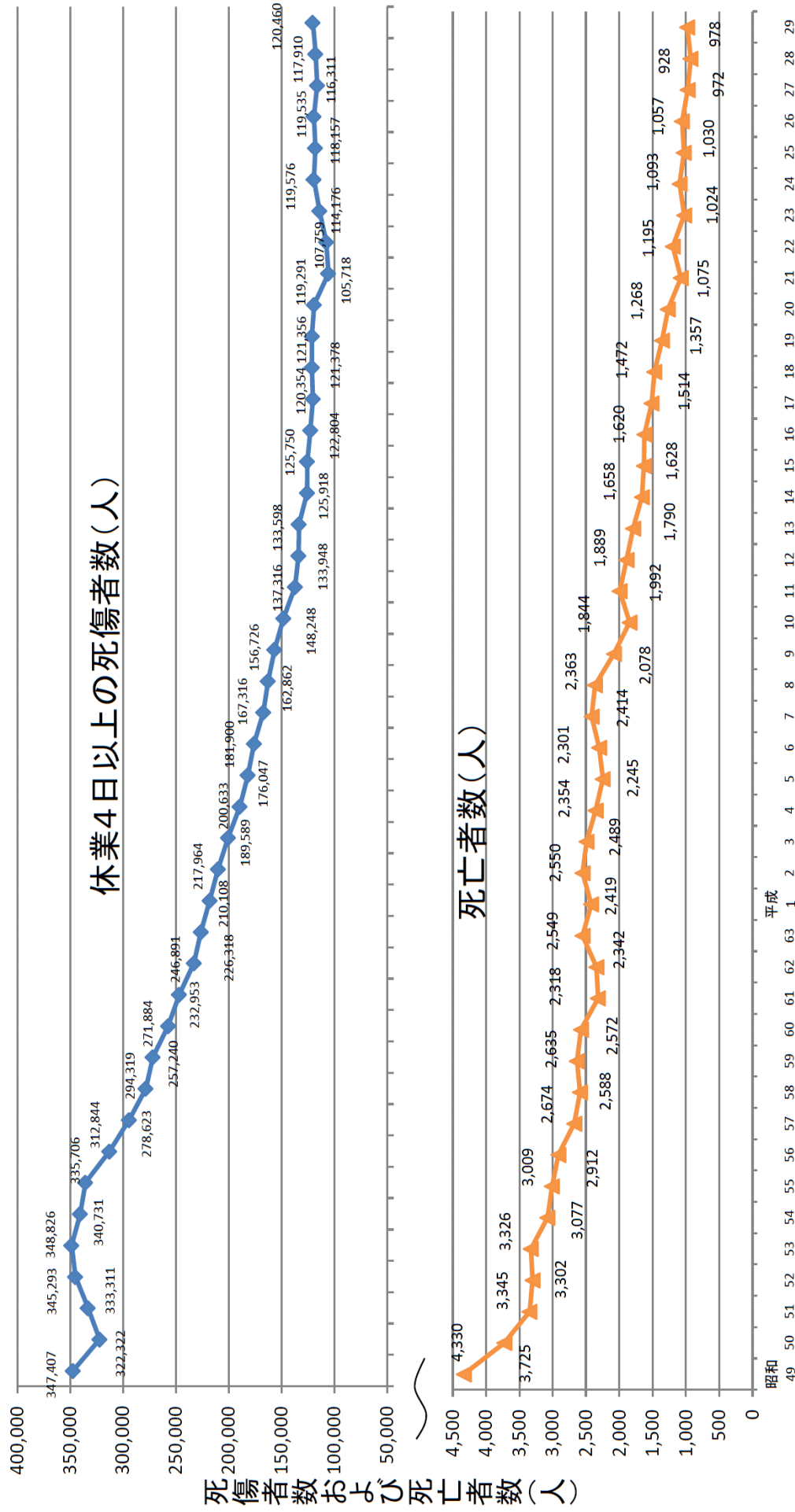
青梅労働基準監督署

目次

- 労働災害発生状況等〔全国〕・・・ 2
- 労働災害発生状況等〔東京〕・・・ 6
- 労働災害発生状況等〔青梅〕・・・ 11
- 労働災害に伴う企業責任・・・ 14
- **建設業における労働安全衛生対策
（元方指針・安全経費）・・・ 26**
- **安全帯が「墜落制止用器具」
に変わります・・・ 20**
- 足場を設置する際は
「より安全な措置」等に・・・ 49
- 安全衛生教育について
（職長・新規入場者）・・・ 53
- リスクアセスメントについて
（墜落転落・化学物質）・・・ 55
- 一酸化炭素中毒災害の防止・・・ 65
- 防じん障害防止措置・・・ 66
- STOP!青梅署転倒災害プロジェクト・・・ 67

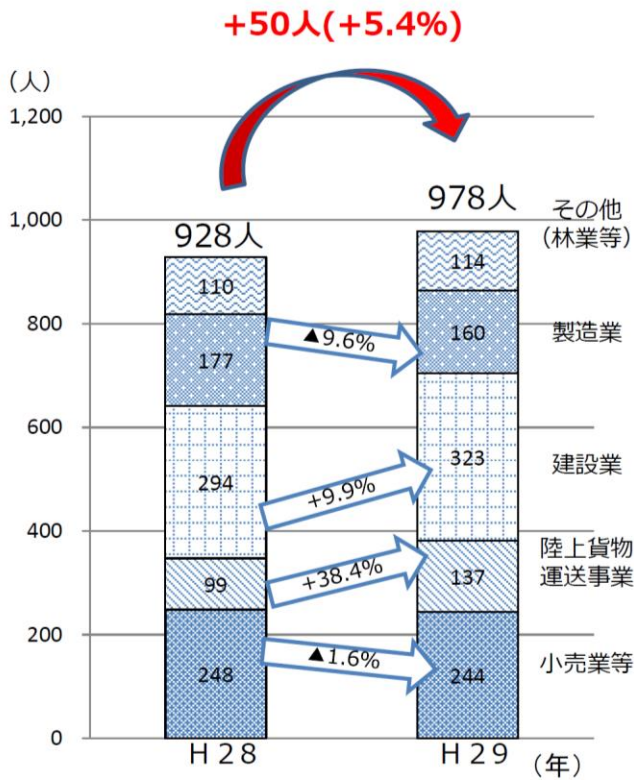
労働災害発生状況の推移

- ・ 死亡者数は、長期的には減少傾向にあるが、3年ぶりに増加した。
- ・ 休業4日以上の死傷者数は、陸上貨物運送事業や第三次産業で増加するなどして、2年連続で増加した。



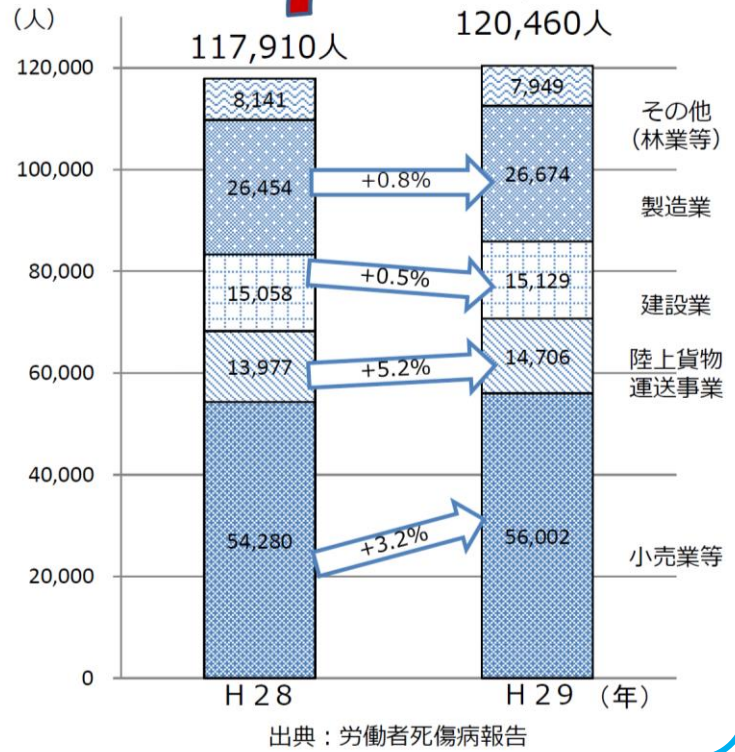
労働災害発生状況 (H29) [全国]

死亡災害



休業4日以上之死傷災害

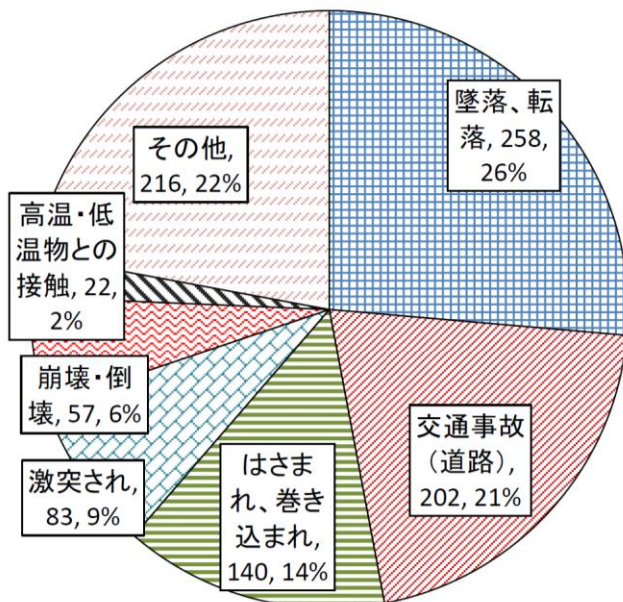
+2,550人(+2.2%)



事故の型別労働災害発生状況 (H29) [全国]

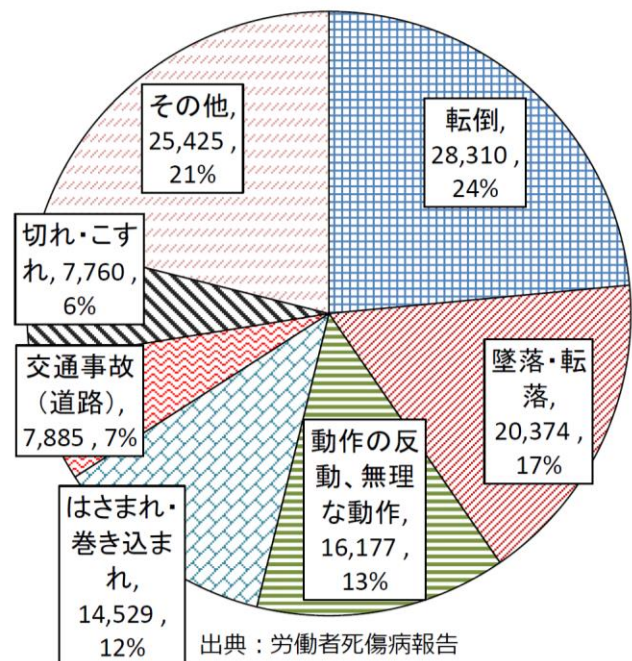
死亡災害

978人、前年同期比+5.4%



休業4日以上之死傷災害

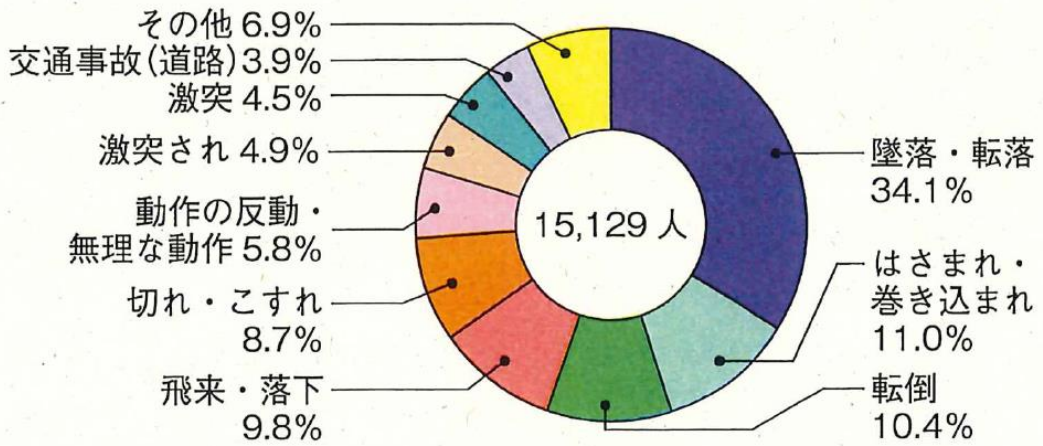
120,460人、前年同期比+2.2%



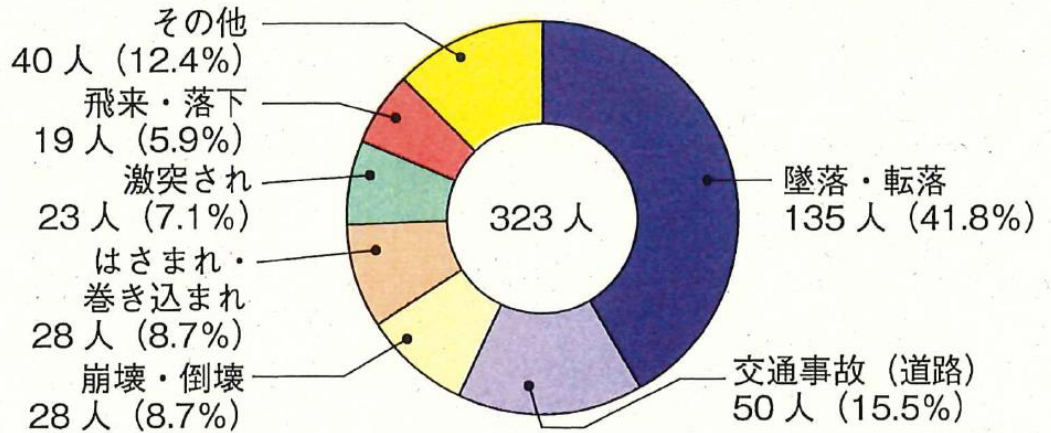
建設業の事故の型別・起因物別労働災害発生状況 [全国]

建設業

平成29年死傷者数

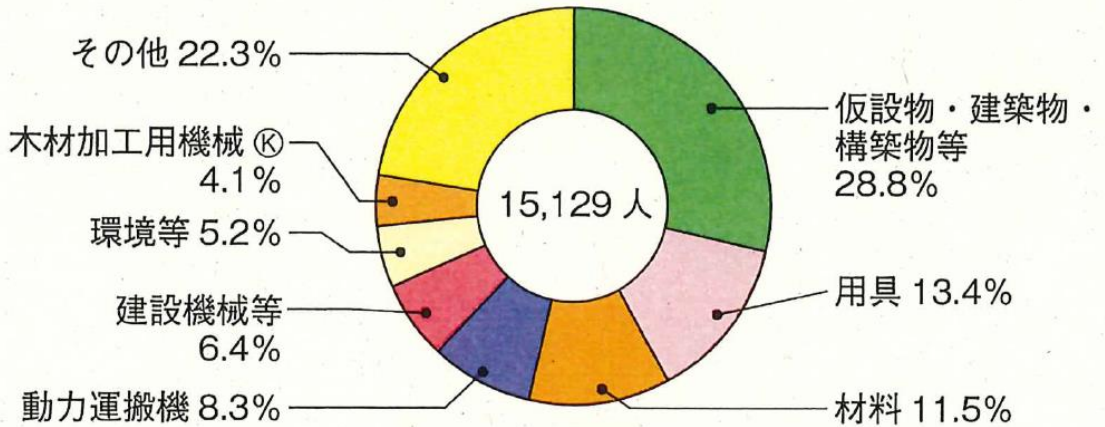


平成29年死亡者数

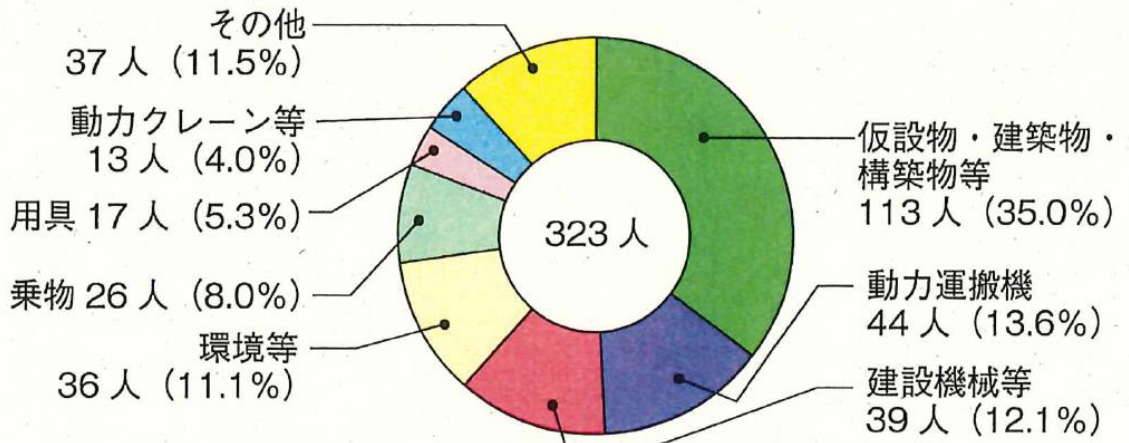


建設業

平成29年死傷者数



平成29年死亡者数



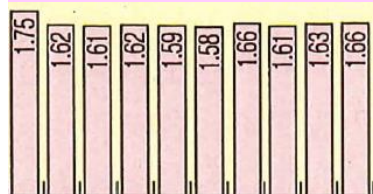
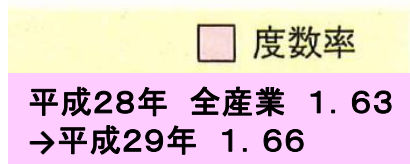
(資料出所：死傷者数は労働者死傷病報告，死亡者数は厚生労働省安全課調べ)

業種別、度数率、強度率、死傷年千人率 [全国]

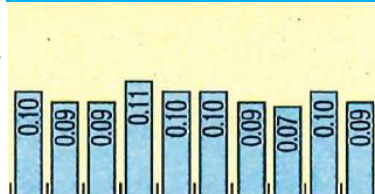
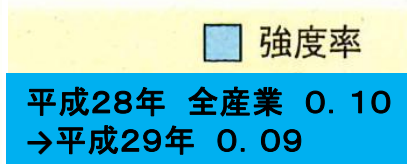
業種別、死傷年千人率の推移[全国]

	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
林業	26.8	26.3	29.5	29.9	30.0	28.6	27.7	31.6	28.7	26.9	27.0	31.2
鉱業	18.8	16.9	16.3	14.0	14.2	13.9	13.9	9.9	12.0	8.1	7.0	9.2
陸上貨物 運送事業	8.4	8.3	8.2	7.9	6.4	7.0	7.1	8.4	8.3	8.4	8.2	8.2
建設業	5.8	5.7	5.6	5.3	4.9	4.9	5.2	5.0	5.0	5.0	4.6	4.5
製造業	3.3	3.2	3.2	3.0	2.5	2.6	2.7	3.0	2.8	2.9	2.8	2.7

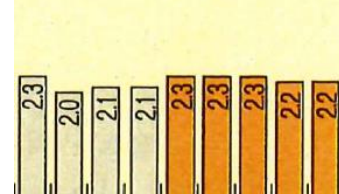
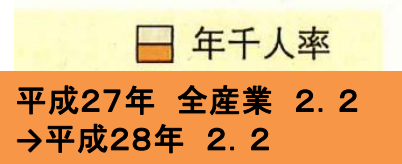
全産業における度数率、強度率、死傷年千人率[全国]



2021 22 23 24 25 26 27 28 29 (年)



2021 22 23 24 25 26 27 28 29 (年)



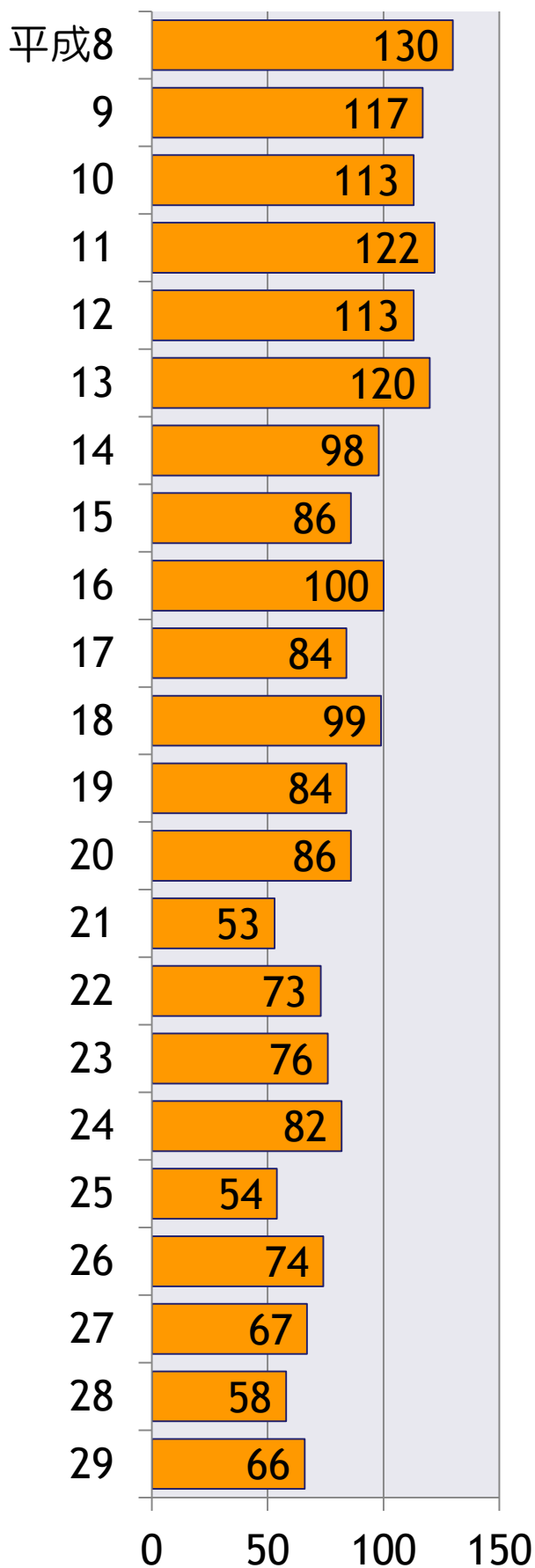
2021 22 23 24 25 26 27 28 (年)

産業別災害率(度数率、強度率)[全国]

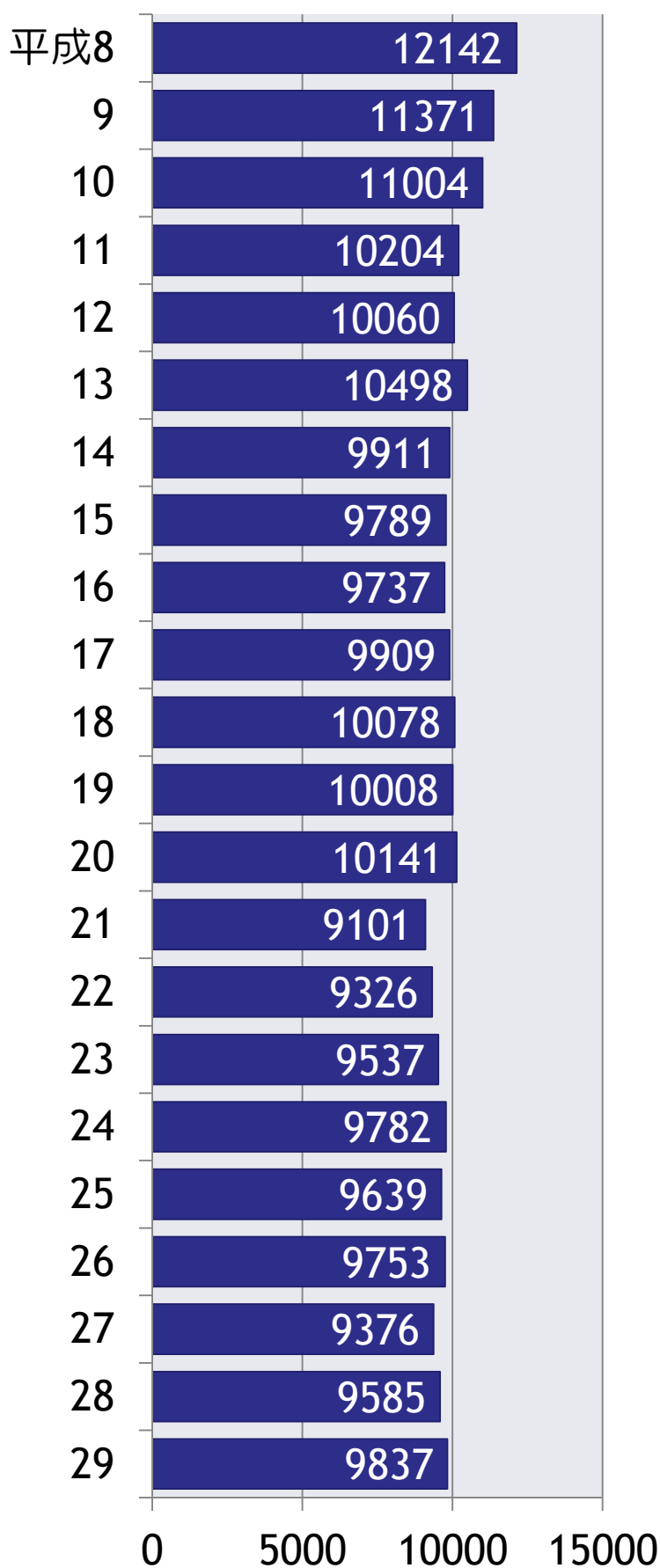
区分 業種別	平成28年			平成29年		
	度数率		強度率	度数率		強度率
	死傷合計	死亡		死傷合計	死亡	
調査産業計 (総合工事業を除く)	1.63	0.00	0.10	1.66	0.00	0.09
農業, 林業	4.31	0	0.13	5.38	0	0.08
農業	3.85	0	0.09	4.57	0	0.07
林業	12.41	0	0.78	49.19	0	0.65
建設業 (総合工事業)	0.64	0.01	0.11	0.81	0.02	0.18
土木工事業	1.14	0.02	0.24	1.19	0.05	0.40
建築事業	0.57	0.01	0.09	0.74	0.02	0.14
建設業	0.75	0.01	0.17	0.92	0.01	0.14
職別工事業	2.31	0	0.05	2.91	0	0.09
設備工事業	0.56	0.01	0.19	0.68	0.02	0.14
電気工事業, 電気通信・信号 装置工事業	0.54	0	0.03	0.71	0.02	0.15

全産業における死傷者数の推移 [東京]

死亡



死傷 (死亡+休業4日以上)



全産業における死亡者数 (H29) [東京]

平成 29 年死亡災害発生状況 (確定値)

東京労働局 労働基準部 安全課

その 2 事故の型別・業種別

事故の型別	業種別														その他 (一次産業)	* 警備業	事故の 型計				
	製造業	建設業	* 土木工 事業	* 建築工 事業	水道家 屋建築 工事業	* その他 の建設 業	運輸交 通業	* 道路貨 物運送 業	貨物取 扱業	商業	* 卸小売 業	保健衛 生業	接客娯 楽業	* 飲食店				清掃と 畜業	* ビルメ ン業	その他 の三次 産業	* 金融業
墜落、転落	1	15	2	8	3	5	1	1	1	3	2	1	1	1	6	6	4	1	1	19	28
転倒																				2	2
激突																					1
飛来、落下	2	2	1	1			1	1	1											4	5
崩壊、倒壊	1					1									1					2	2
激突され		1	1	1																1	2
はさまれ、巻き込まれ	1	2		2	1	1	1	1							1	2				6	4
切れ、こすれ																					
踏み抜き																					
おぼれ		1										1									1
高温・低温の物との接触															1					2	
有害物との接触		1		1																	1
感電		2	1	1																	2
爆発																					
破裂																					
火災																					
交通事故(道路)		2	1	1	1	5	3	3	1	1	1				1	2	2			9	9
交通事故(その他)		2				3									1	1	1			11	3
動作の反動、無理な動作																					
その他		2	1			1	1	1	3	2		1	1	1			4			8	11
分類不能																					
業種計	5	28	5	18	1	5	10	7	1	7	5	1	2	2	7	6	10	1	3	58	66
		15	2	8	3	5	1	1	3	2	1	1	1	4	2	11	10	1	2	11	2

(注) 上段は、平成29年確定値

下段は、前年確定値

全産業における死傷者数 (H29) [東京]

平成29年死傷災害発生状況 (確定値)

東京労働局 労働基準部 安全課

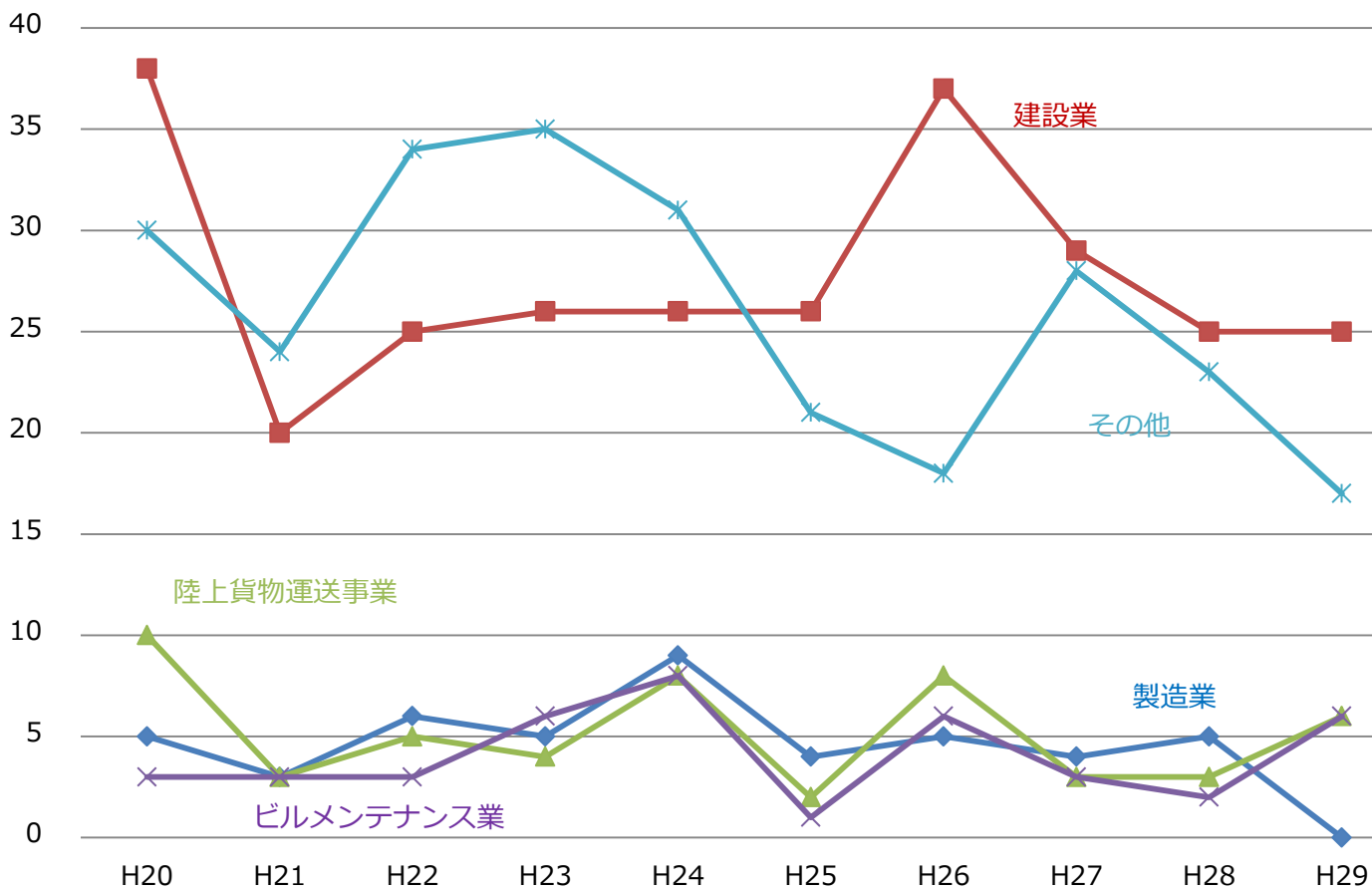
その2 事故の型別・業種別

事故の型別	業種別										事故の型計	増減率 (%)										
	製造業	建設業	* 土木事業業	* 建築工事業	木造家屋建築工事業	* その他の建設業	運輸交通業	* 道路貨物運送業	貨物取扱業	商業			* 卸小売業	保健衛生業	接客娯楽業	* 飲食店	清掃と畜業	* ヒルメン業	その他の三次産業	* 金融業	* 警備業	その他(一次産業)
墜落、転落	68	405	44	301	37	60	312	270	31	244	202	51	81	52	181	139	261	25	26	33	1667	3.3
	91	399	42	296	38	61	274	237	22	247	203	79	81	44	155	121	241	17	23	24	1613	
転倒	107	149	28	95	12	26	217	116	21	501	446	320	216	165	293	241	523	61	105	2	2349	4.8
	124	111	18	73	14	20	220	126	18	444	397	224	157	157	276	241	524	51	105	7	2241	
激突	28	53	6	39	2	8	94	66	11	80	69	40	42	31	37	24	86	4	7	2	473	-1.3
	41	37	5	28	6	4	110	66	4	79	72	48	47	34	33	23	79	3	12	1	479	
飛来、落下	36	115	27	74	6	14	58	52	11	71	63	11	43	25	24	13	47	5	5	4	420	1.9
	46	107	21	79	10	7	63	57	15	62	55	10	47	28	25	9	31	2	9	6	412	
崩壊、倒壊	13	52	14	31	3	7	32	32	4	38	34	11	11	4	6	3	30	1	6	1	187	3.9
	17	45	7	37	2	1	32	29	6	33	30	9	10	7	6	4	21	2	2	1	180	
激突され	20	51	21	25	4	5	61	35	15	38	29	19	9	5	11	5	46	2	8	3	273	-0.7
	17	61	17	36	4	8	45	31	4	47	40	23	20	5	20	12	37	1	10	1	275	
はさまれ、巻き込まれ	188	161	43	88	8	30	119	87	19	120	107	29	42	30	67	30	88	2	14	6	839	10.5
	182	128	25	85	10	18	126	104	15	97	84	25	37	22	59	25	81	2	14	9	759	
切れ、ごすれ	63	107	15	81	15	11	18	9	2	114	108	17	144	128	24	12	30	4	4	8	527	-5.0
	64	105	12	82	14	11	15	12	1	119	117	18	173	156	21	12	25	2	2	14	555	
踏み抜き	2	7	1	5	2	1	1	1	1	3	3	3	4	2	4	1	1	1	1	1	17	0.0
	7	2	4	4	1	1	2	2	4	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	17	
おぼれ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-50.0
高温・低温の物との接触	16	18	3	14	1	1	20	10	1	28	28	12	129	122	7	4	21	8	8	2	254	0.4
	19	18	5	10	3	3	10	6	1	35	31	5	148	143	4	3	13	5	5	253		
有害物等との接触	4	6	5	5	1	1	15	1	1	4	4	1	6	6	2	2	3	1	1	2	43	59.3
	3	6	1	5	1	1	4	1	3	2	2	4	4	4	7	5	2	2	2	2	27	
感電	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	2	2	1	1	8	33.3
	4	4	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	
爆発	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	-50.0
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	
破裂	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	100.0
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	
火災	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	-50.0
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	
交通事故(運路)	5	33	14	12	1	7	392	59	2	129	114	74	33	29	21	7	200	33	29	8	889	-7.9
	11	38	8	20	10	10	460	59	2	131	121	92	26	24	12	7	191	28	30	2	965	
交通事故(その他)	83	77	13	53	7	11	318	174	28	278	237	373	106	69	113	64	302	15	54	2	1680	6.9
	72	65	12	42	6	11	314	166	21	287	253	332	104	70	106	67	261	20	41	9	1571	
無理な動作	2	7	5	5	1	2	39	5	2	13	11	44	8	8	6	3	39	4	8	1	161	-13.4
	8	3	1	1	2	2	39	4	1	14	12	70	13	7	3	35	3	6	6	1	186	
分類不能	1	1	1	1	1	1	6	1	1	4	4	6	3	3	1	1	11	2	3	33	65.0	
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	3	3	1	5	5	2	2	20	33	
業種計	639	1245	229	832	94	184	1705	917	148	1668	1462	1001	876	678	799	549	1690	145	278	66	9837	2.6
	606	1136	180	799	105	157	1726	901	112	1611	1428	1007	941	708	730	533	1552	125	262	74	9585	
増減率(%)	-8.2	9.6	27.2	4.1	-10.5	17.2	-1.2	1.8	32.1	3.5	2.4	-0.6	-6.9	-4.2	9.5	3.0	8.9	16.0	6.1	-10.8	2.6	

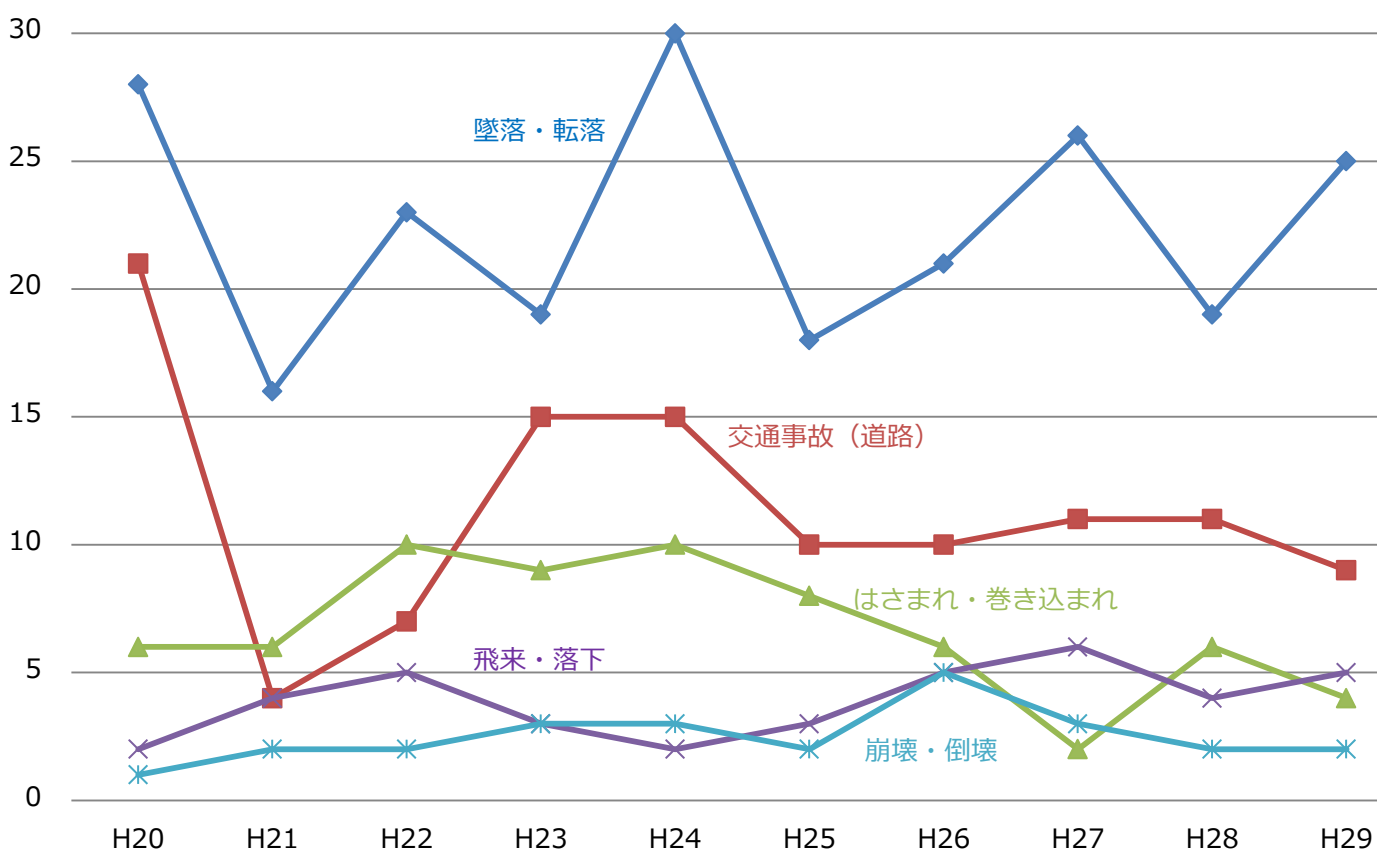
(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

(注1) 上段は平成29年確定値
下段は前年確定値

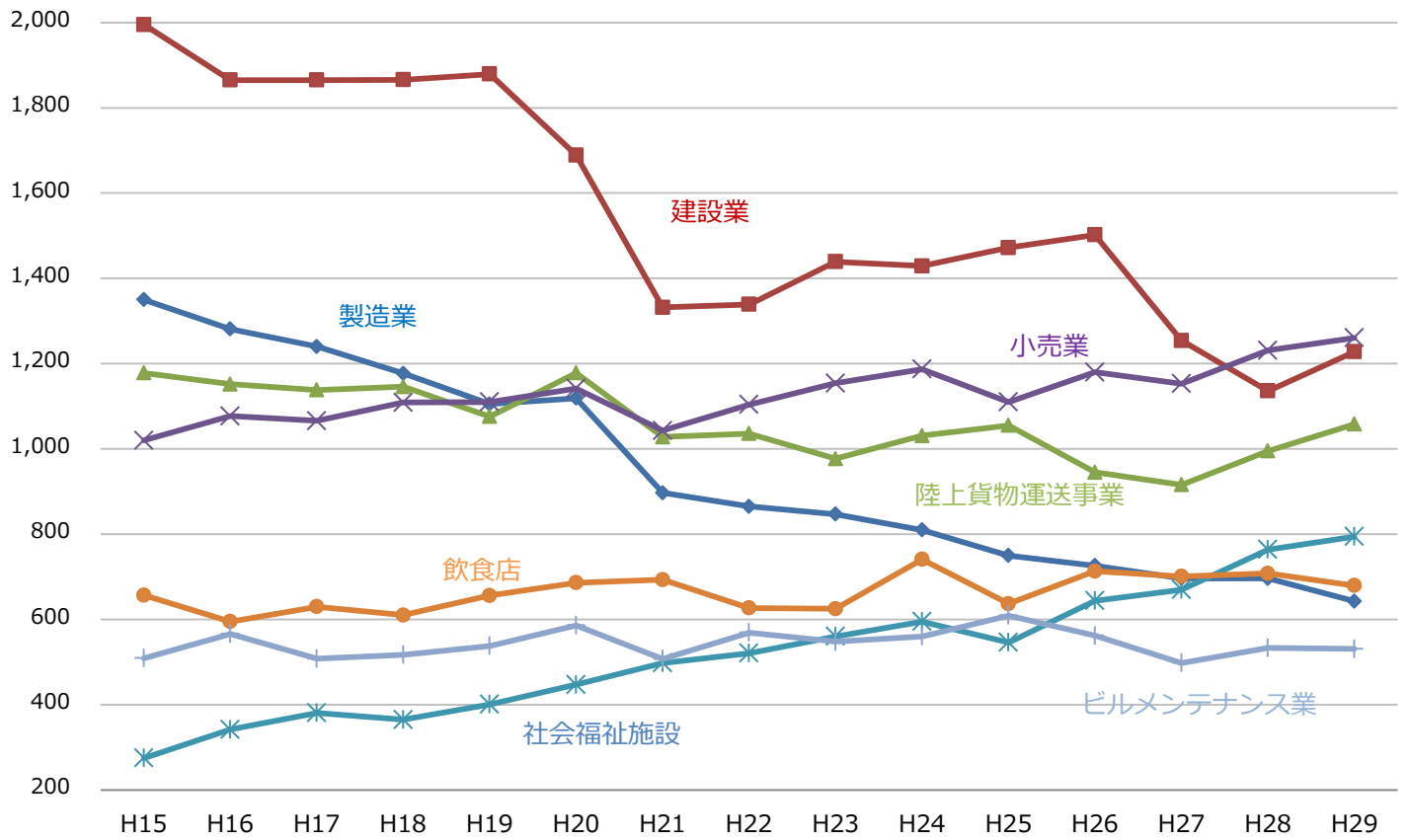
業種別・死亡災害発生状況の推移（H20-H29） [東京]



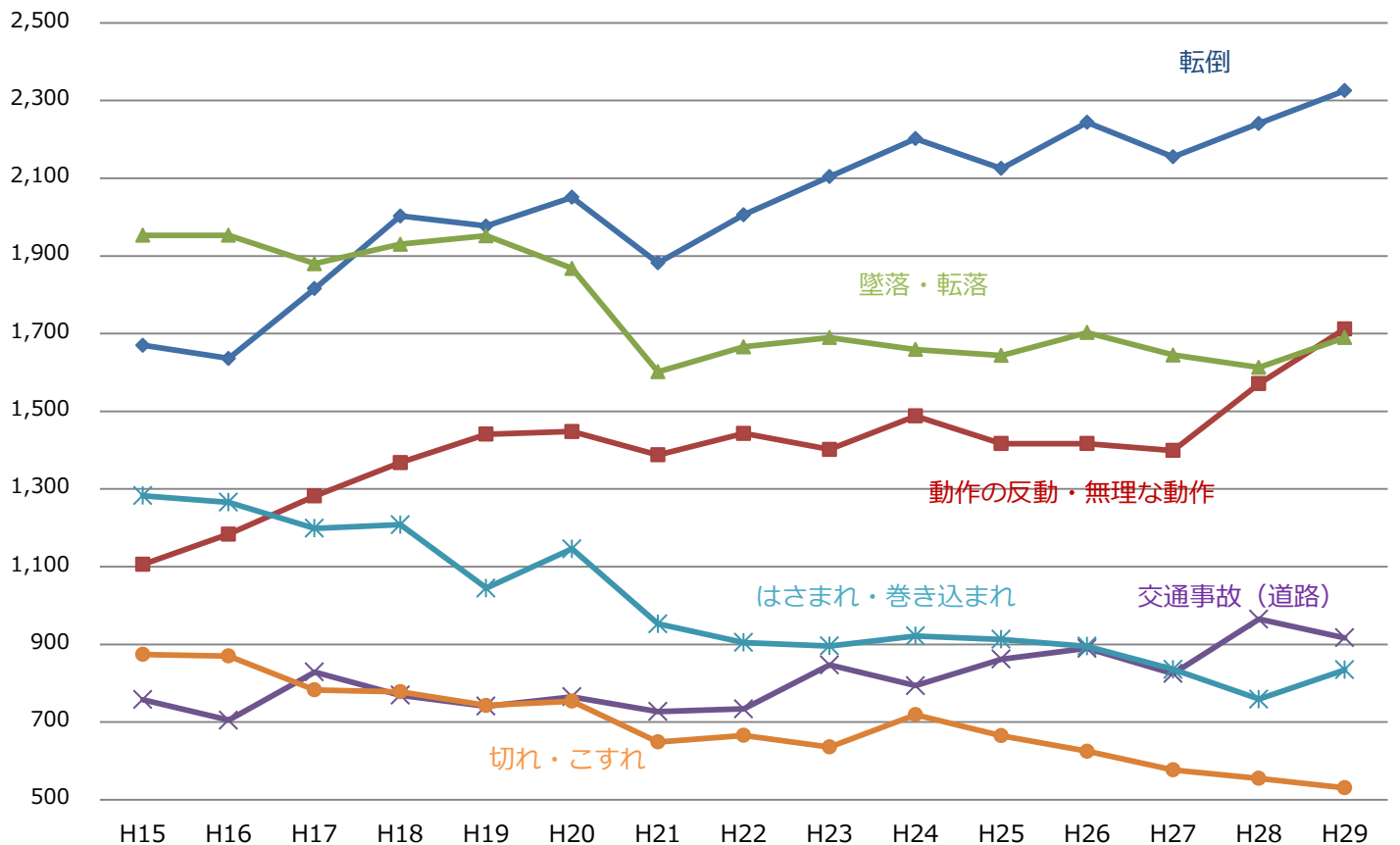
事故の型別・死亡災害発生状況の推移(H20-H29) [東京]



業種別・死傷災害発生状況の推移（H15-H29） [東京]



事故の型別・死傷災害発生状況(H15-H29) [東京]



全産業における死傷者数 (H29) [青梅署]

H29青梅署管内労働災害発生状況

1年目 2年目 3年目 4年目 5年目
342 329 316 303 290

青梅署12次防目標値→

死亡 災害発生状況(確定値)	現在 1 件
前年同期	6 件

死亡 災害発生状況(確定値)	現在 1 件
前年同期	6 件

青梅署12次防(5年目)目標値	
死傷(4日以上) (前年比)	290 (-12.65%)
死亡	0 件以内

達成率(死傷)
(確定値) **316件/290件 超過 (9%)**

達成率(死亡)
(確定値) **1件/0件 超過 (100%)**

増減率(%)	増減率(%)											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
月別目標及び実績 (5年目)実績(月別)→	35	59	88	122	146	169	203	225	243	277	301	316
前年実績(月別速報値)→	34	69	91	117	141	171	200	230	260	282	309	332
署12次防(5年目)目標値(月別)→	25	49	74	98	123	147	172	196	221	245	270	290

平成29年 死傷災害発生状況 (確定値)

その1 署別・業種別	青梅労働基準監督署																					
	製造業	建設業	土木工事業	* 建築工事業	* 木造家屋建築工事業	* 木造家屋建築工事業	* 建築工事業	運輸交通業	* 道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	* 卸小売業	保健衛生業	接客娯楽業	* 飲食店	清掃と畜産業	* ビルメン業	その他の三次産業	* 金融業	* 警備業	その他(一次産業)	署計
青梅	59	35	17	15	3	46	2	51	47	49	22	15	12	1	30	4	4	10	316			
増減率(%)	65	48	19	28	4	42	5	52	46	41	24	9	8	4	36	4	11	332				
全業種中の割合	-9.2	-27.1	-10.5	-46.4	-25.0	9.5	-60.0	-1.9	2.2	19.5	-8.3	66.7	50.0	-75.0	-16.7	400.0	0.0	-9.1	1.3%	1.3%	3.2%	100.0%

(注1) 上段は本年12月末日現在(確定値)
下段は前年同期(確定値)

平成29年 死亡災害発生状況 (確定値)

その1 署別・業種別	青梅労働基準監督署																					
	製造業	建設業	土木工事業	* 建築工事業	* 木造家屋建築工事業	* 木造家屋建築工事業	* 建築工事業	運輸交通業	* 道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	* 卸小売業	保健衛生業	接客娯楽業	* 飲食店	清掃と畜産業	* ビルメン業	その他の三次産業	* 金融業	* 警備業	その他(三次産業)	署計
青梅	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	1
全業種中の割合	-	-	-	-	-	100%	100%	100%	100%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100%

(注) 上段は本年12月末日現在(確定値)
下段は前年同期(確定値)

全産業における死傷者数 (H30) [青梅署]

H30青梅署管内労働災害発生状況

1年目 2年目 3年目 4年目 5年目
311 305 300 295 290

青梅署13次防目標値→

死傷 災害発生状況(7月31日現在)	現在 168 件
前年同期	160 件

死亡 災害発生状況(7月31日現在)	現在 0 件
前年同期	0 件

青梅署12次防(1年目)目標値	311 件以内
死傷(4日以上) (前年比)	311 (-1.58%)
死亡	0 件以内

達成率(死傷)
(速報値) 7月度
168件/179件 (-6.1%) 目標内

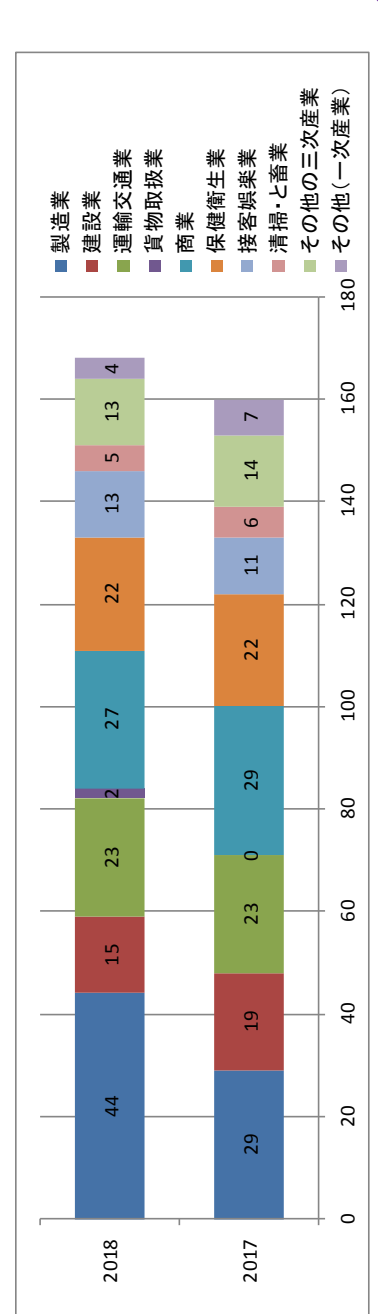
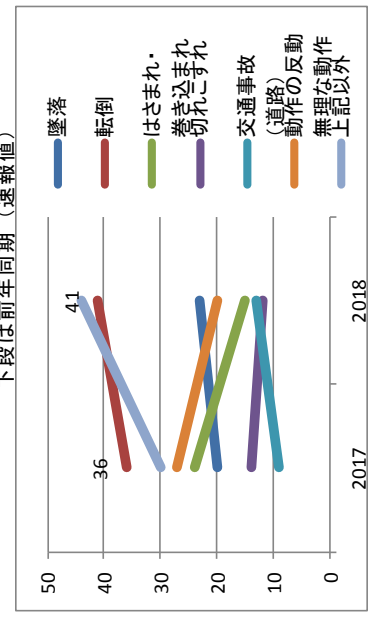
達成率(死亡)
(速報値) 0件/0件 (0%) 目標内

増減率(%)	増減率(%)											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
月別目標及び実績 (1年目)実績(月別)→	40	68	99	124	145	160	168					
前年実績(月別速報値)→	35	59	88	122	146	169	203	225	243	277	301	316
署13次防(1年目)目標値(月別)→	26	51	77	102	128	153	179	204	230	255	281	311

平成30年 死傷災害発生状況 (平成30年7月末日現在)

製造業	増減率(%)											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
44	15	3	2	23	20	2	27	22	22	13	11	5
27	19	11	5	23	20	29	28	22	22	11	6	6
増減率(%)	63.0	-21.1	-90.9	140.0	200.0	-33.3	-6.9	-21.4	0.0	18.2	83.3	-16.7
全業種中の割合	26.2%	8.9%	0.6%	7.1%	1.8%	1.2%	16.1%	13.1%	13.1%	7.7%	6.5%	3.0%

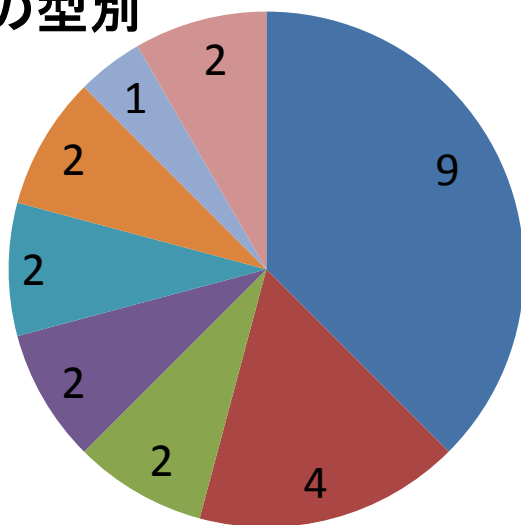
(注1) 上段は本年7月末日現在 (速報値) 下段は前年同期 (速報値)



青梅労働基準監督署

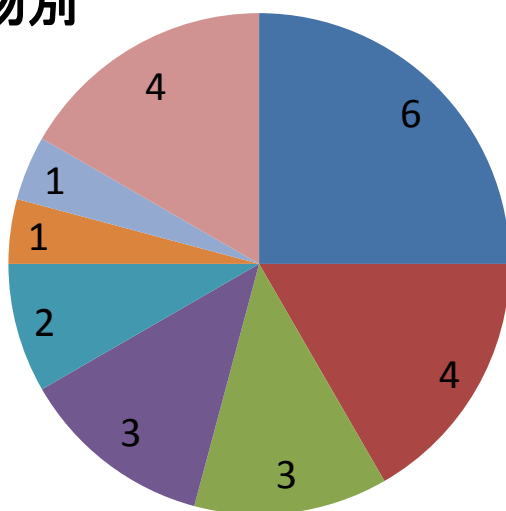
林業における死傷者数（H25～29） [青梅署]

事故の型別



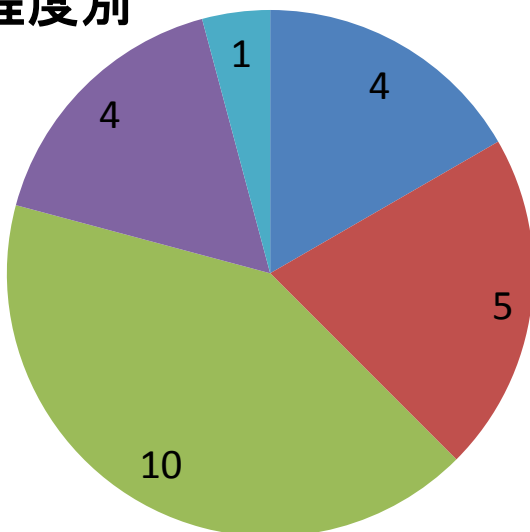
- 切れ・こすれ
- 墜落・転落
- 転倒
- 動作の反動・無理な動作
- はさまれ・巻き込まれ
- 崩壊・倒壊
- 飛来・落下
- その他

起因物別



- 地山、岩石
- 立木等
- 手工具
- チェーンソー
- その他の一般動力機械
- 木材、竹材
- 機械集材装置、運材索道
- その他

災害程度別



- 4日～14日
- 15日～1ヶ月
- 1～3ヶ月
- 3ヶ月以上
- 死亡

平成30年 建設業 死亡災害事例

・	月日	業種	職種	事故の型	発生状況の概要
			年齢	起因物	
			経験		
1	1月	建築工事業	とび工	はさまれ、巻き込まれ 移動式クレーン	RC造新築工事で、被災者が作業構台の端から地下階の状況を確認していたところ、旋回した移動式クレーンと作業構台の手すりの間に挟まれた。
			30歳代		
			1年以上5年未満		
2	2月	建築工事業	塗装工	墜落、転落	被災者は、3階建の建物の外壁補修工事で、外部足場と建物躯体に足を乗せて既存の外壁コーキング材の撤去作業を行っていたところ、約2メートルの高さから墜落した。
			60歳代	足場	
			30年以上		
3	3月	建築工事業	土工	墜落、転落	オフィスビル新築工事現場で、内階段のコンクリート打設作業を行っていた被災者が、4階開口部から約10メートル下の地上まで墜落した。
			60歳代	開口部	
			30年以上		
4	6月	建築工事業	とび工	墜落、転落	被災者は、木造家屋新築工事に伴う先行足場の組立作業において、最上段の手すりを取付けるため、その下の手すりに足を乗せて取り付け作業を行った後、当該箇所から墜落した。
			20歳代	足場	
			5年以上10年未満		
5	6月	建築工事業	解体工	飛来、落下	被災者は、解体現場でのダクトの撤去作業を行っていたところ、当該ダクトが落下し、被災者の頭部に激突した。
			30歳代	その他の仮設物、建築物、構築物等	
			1年以上5年未満		
6	6月	その他の建築工事業	とび工	飛来、落下	鉄骨部材(躯体梁となるH形鋼)を搬入したトラック荷台よりフォークリフトで降ろす作業中、鉄骨部材が荷台から落下し、この付近にいた被災者が当該鉄骨部材(約680kg)の下敷きとなり、死亡した。鉄骨部材は全22本搬入されており、うち21本は降ろし終え、残された1本が落下した。
			20歳代	フォークリフト	
			5年以上10年未満		
7	7月	建築設備工事業	設備機械工	墜落、転落	ビル新築工事における土止め用H鋼の上部切断作業において、地上1階から地下1階に通じるドライエリアの地上の開口部から約5メートル下の地下1階へ墜落した。
			70歳代	開口部	
			30年以上		

平成30年 林業 休業災害事例

・	月日	業種	休業日数	事故の型	発生状況の概要
			年齢	起因物	
			経験		
1	1月	木材伐出業	休業3ヶ月	墜落、転落	伐採した木材を搬出するため、運材索道の準備作業中、横行線に滑車をかけ、当該滑車にワイヤーを掛けようとしたところ、足を滑らせ斜面を滑落し、7メートル下の立木に激突し負傷(骨折)した。
			70歳代	地山、岩石	
			10年以上20年未満		
2	3月	その他の林業	休業3ヶ月	激突され	間伐作業中、伐木した倒木をチェーンソーで玉切りしていたところ、切り落とした倒木が踝(くるぶし)にあたり負傷(骨折)した。
			40歳代	立木等	
			5年以上10年未満		
3	3月	その他の林業	休業6ヶ月	激突され	間伐作業中、雪折れした立木をチェーンソーで切断したところ、切断した立木が作業側側に動いて作業者のすねにあたり負傷(打撲)した。
			60歳代	立木等	
			5年以上10年未満		

第13次 青梅署労働災害防止計画

初年度（2018）Plan

I 第13次労働災害防止計画の目標

厚生労働省では、2018年度（平成30年度）を初年度とし、2022年度（平成34年）までに2017年（平成29年）比で労働災害による死亡者数を15%以上減少、死傷者数（休業4日以上）を死傷年千人率で5%以上の減少を図ること等を目標とした、「第13次労働災害防止計画（以下、「13次防」という）」を策定し、これを踏まえた「東京労働局労働災害防止計画～Safe Work「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」～」の策定（死亡者数を15%以上、死傷者数を5%以上、第三次産業の死傷年千人率で5%以上の減少）を受け、青梅労働基準監督署は平成30年4月に第13次の「青梅労働基準監督署 労働災害防止推進計画」を策定した。

当署においては

- 1) 死亡災害を発生させない（2022年まで死亡災害をゼロとする（12次防期間中の最少である0人以下））
- 2) 休業4日以上の労働災害の減少
2022年（平成34年）の死傷者数を290人以下とする（12次防の目標である290人以下とする）
- 3) 重点業種（製造・建設・陸運・三次）を設定し、あらゆる機会を通じて事業場に対する指導、支援等の強化を図る。

【小目標】

- ① 製造業及び建設業の死亡災害を発生させない
- ② 第三次産業の労働災害の減少（2017年と比較して2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる）
※小売業、社会福祉施設、飲食店及びビルメンテナンス業の労働災害防止等対策を重点的に講じ減少を図る
- ③ 転倒災害等の行動災害による死傷災害の占める割合の減少（青梅署STOP転倒災害プロジェクト）
- ④ ストレスチェックにかかる集団分析の活用割合向上のため、集団分析実施割合の向上を図る

以上3項目及び小目標（4項目）と対策を掲げ、5か年の取組を行う。

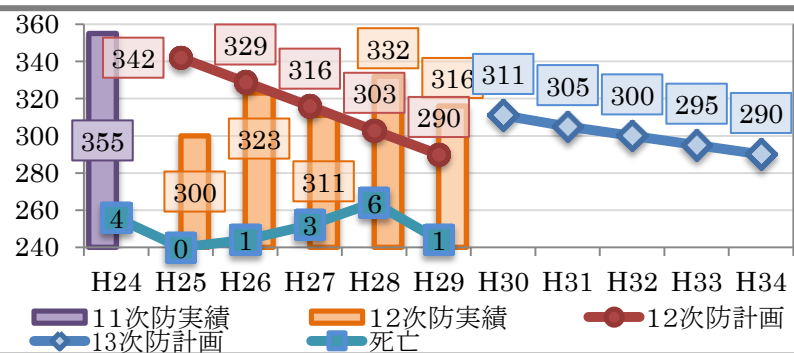
II 第12次労働災害防止計画（以下、12次防）期間中における全産業の労働災害の推移

（1）青梅署12次防期間中における「休業4日以上の労働災害」の発生状況と13次防目標

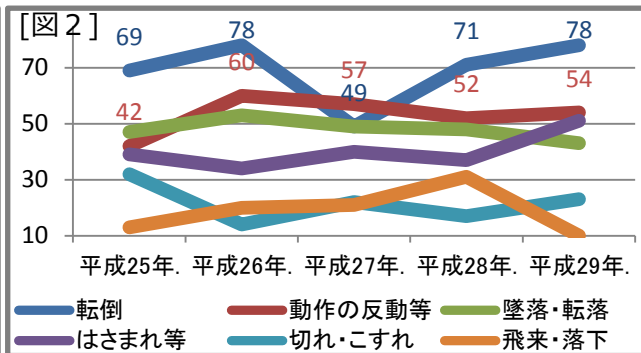
12防期間中の死傷者数は、最終年までの5か年で1582人、最終年の死傷者数は316人と12次防期間中の目標である290人を大きく上回る結果となった。そのため、東京労働局が示す13次防計画減少目標の5%を超えて、当署における減少目標率（8%、290人）を設定し13次防計画に取り組むこととした。

重点業種別の災害発生状況では、平成24年と比較して、運送交通業、第三次産業において増加となり、製造業、建設業では減少となった。また、第三次産業の重点業種別では「小売業」「社会福祉施設」で平成24年に比べ増加となり「飲食店」「清掃業等」では微減少であった。

【図1】12次防計画の達成状況及び13次防計画（休業4日以上の推移）



【図2】12次防期間中の事故の型別死傷災害発生状況



事故の型別では「転倒」による災害が最も多く12次防期間中で345人（21.8%）、増減を繰り返しているものの、近年は増加傾向にある。次いで腰痛等に代表される「動作の反動、無理な動作」災害、機械災害での発生が多い「はさまれ巻き込まれ」災害、「墜落・転落」災害、「切れ・こすれ」災害等となっている。

「転倒」「動作の反動等」の労働者の行動に起因する災害の発生が多く、引き続き「青梅署STOP転倒災害プロジェクト」等の推進を通じ、危険の見える化等事例の周知等を図り当該災害を含めた労働災害防止への取組を行う。

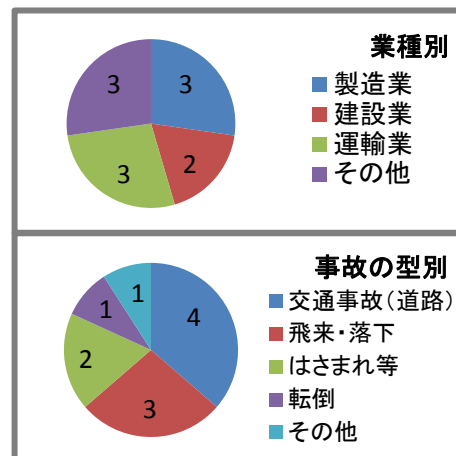
（2）死亡災害発生状況の推移

12次防期間中の死亡者総数は、11人である。目標値は最終年で「0人」で、初年度に目標値を達成したものの、次年度以降死亡災害が毎年発生したものである。

事故の型別では交通事故による災害が最も多く、墜落による災害は無かった。業種別では製造業、建設業、運輸交通業において死亡災害が発生している状況で、その他、林業、商業においても死亡災害が発生した。

13次防においては、再度“死亡災害ゼロ”を目標に取組を行う。

【図3】12次防期間中の死亡災害



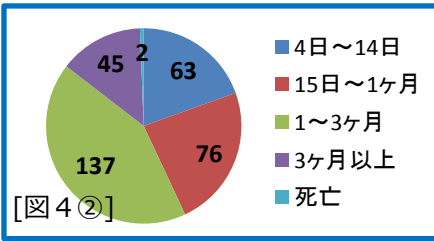
(3) 業種別の労働災害発生状況及びの推移

【表1】 12次防期間中の業種別労働災害発生状況（労働者死傷病報告による。）

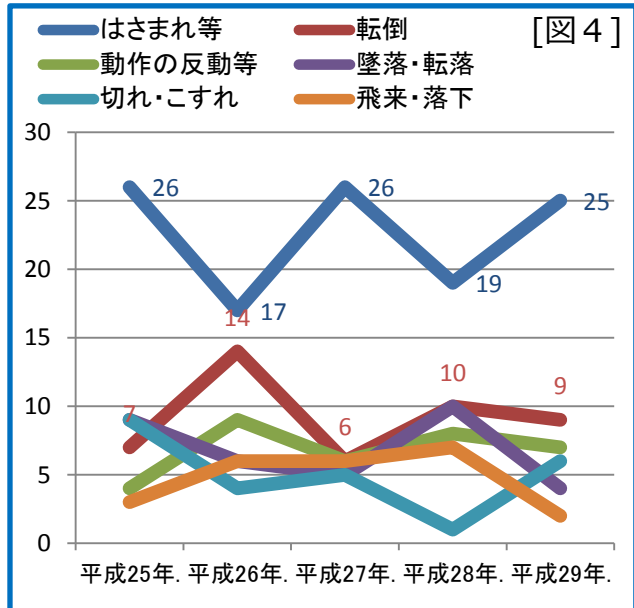
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	12次防	前年	前年との比較		H24との比較		H29目標との比較		確定値
	確定値	確定値	確定値	確定値	確定値	確定値	合計	確定	増減値	増減率	増減値	増減率	目標値	増減率	割合
製造業	81	65	68	66	65	59	323	65	-6	-9.2%	-22	-27.2%	-	-	18.7%
食料品	27	12	13	12	15	12	64	15	-3	-20.0%	-15	-55.6%	-	-	3.8%
金属製品	13	14	11	13	13	12	63	13	-1	-7.7%	-1	-7.7%	-	-	3.8%
建設業	53	31	45	34	48	35	193	48	-13	-27.1%	-18	-34.0%	-	-	11.1%
建築工事	28	13	20	22	28	15	98	28	-13	-46.4%	-13	-46.4%	-	-	4.7%
土木工事	20	11	15	11	19	17	73	19	-2	-10.5%	-3	-15.0%	-	-	5.4%
その他の建設	5	7	10	1	1	3	22	1	+2	200.0%	-2	-40.0%	-	-	0.9%
運輸交通業	39	40	45	42	42	46	215	42	+4	9.5%	+7	17.9%	-	-	14.6%
道路貨物 <small>陸上貨物</small>	34	30	35	34	34	42	193	39	+3	12.8%	+7	20.6%	-	-	13.9%
陸上貨物 <small>陸上貨物</small>	3	3	3	5	5	2									
貨物取扱業	3	3	3	5	5	2	18	5	-3	-60.0%	-1	-33.3%	-	-	0.6%
第三次産業	157	151	150	143	161	164	769	161	+3	1.9%	+7	4.5%	-	-	51.9%
重点対象業種															
小売業	35	34	33	40	35	47	189	35	+12	34.3%	+12	34.3%	-	-	14.9%
社会福祉	32	27	27	23	32	39	148	32	+7	21.9%	+7	21.9%	-	-	12.3%
飲食店	22	16	13	12	9	15	65	9	+6	66.7%	-7	-31.8%	-	-	4.7%
ビルメンテナンス	4	3	-	1	4	1	9	4	-3	-75.0%	-3	-75.0%	-	-	0.3%
その他三次産業(金融・整備)	4	4	4	4	5	8	25	5	+3	60.0%	+4	100.0%	-	-	2.5%
上記以外	22	10	12	21	11	10	64	11	-1	-9.1%	-12	-54.5%	-	-	3.2%
全産業	355	300	323	311	332	316	1,582	332	-16	-4.8%	-39	-11.0%	290	9.0%	100.0%

製造業

の12次防期間中の全業種に占める労働災害発生件数の割合は20.4%(323人)である。(※図7)平成29年は平成24年(11次防最終年)に比べ減少しており、青梅署の全業種の目標である**18.3%以上減少**の目標を達成した。(※表1)

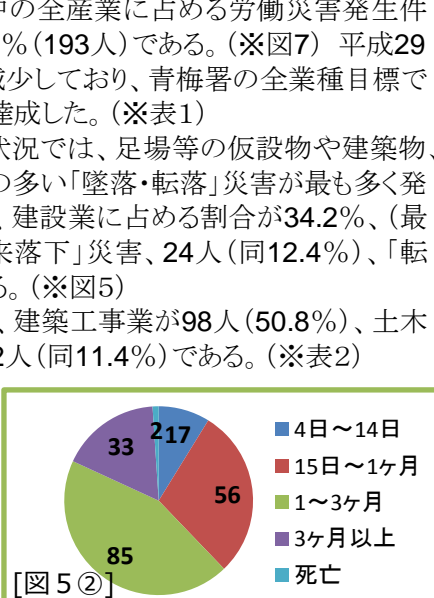


事故の型別労働災害発生状況では、機械・設備にかかる災害において多く発生している「はさまれ・巻き込まれ」災害が最も多く発生しており、12次防期間中113人、製造業に占める割合が**34.9%**、(最終年25人、42.4%)、次いで「転倒」災害46人(同14.2%)である。(※図4) 機械設備にかかる災害では、ひとたび災害が発生すると重篤化しやすく、機械によるはさまれ災害での死亡災害+休業1月以上の災害の割合が高い(※図4②)、また、材料の落下による死亡災害が発生していることなどから、青梅署における13次防期間中の重点業種として、労働災害防止にかかる指導援助を行う。

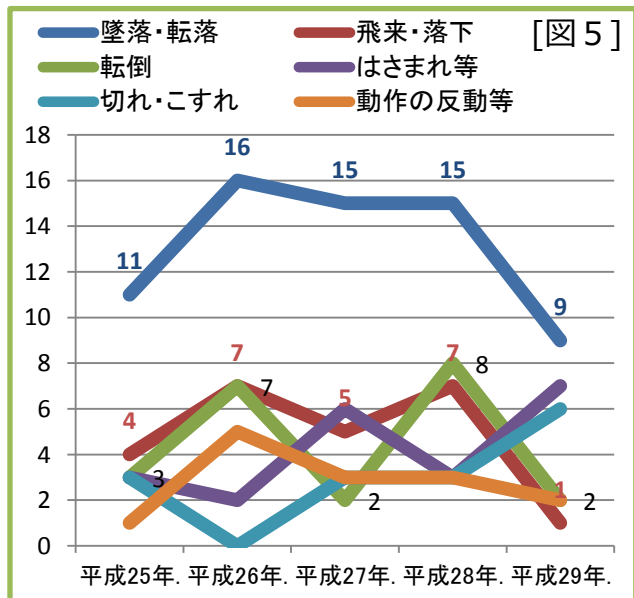


建設業

の12次防期間中の全産業に占める労働災害発生件数の割合は12.2%(193人)である。(※図7)平成29年は平成24年に比べ、大幅に減少しており、青梅署の全業種目標である**18.3%以上減少**の目標を達成した。(※表1)



事故の型別の労働災害発生状況では、足場等の仮設物や建築物、構築物等において発生することの多い「墜落・転落」災害が最も多く発生しており、12次防期間中66人、建設業に占める割合が**34.2%**、(最終年9人、25.7%)、次いで「飛来落下」災害、24人(同12.4%)、「転倒」災害、22人(同11.4%)である。(※図5) 工事種別ごとの発生状況では、建築工事業が98人(50.8%)、土木工事73人(同37.8%)、その他22人(同11.4%)である。(※表2)



重篤な災害も多く発生しており、死亡災害+休業1か月以上の災害で建設業全体の6割以上を占めることなどから、東京局13次防計画取組事項により、作業間連絡調整、見える化等の取組にかかる指導援助を行う。

第13次東京労働局労働災害防止計画 ~ Safe Work TOKYO ~

「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」

計画のねらい

労働災害の防止に当たっては、行政や労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者だけではなく、仕事を発注する発注者や仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者等、すべての関係者が、「労働災害は本来あってはならないものである」との認識を共有し、安全や健康のために要するコストへの理解を醸成し、それぞれの立場に応じた責任ある行動をとる社会を実現していかなければならない。

目指すべき社会の実現に向け、“Safe Work TOKYO”の下、「**トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心**」をキャッチフレーズとして、すべての関係者が認識を共有して取組を推進することとする。



第13次防ロゴマーク

基本目標

死亡災害： 2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
死傷災害： 増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる

小目標

- (上記の「基本目標」を達成するため、主要施策に対応した「小目標」を設定)
- ・建設業における死亡者数 2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
 - ・製造業については、機械災害対策を重点的に講じることにより、死亡災害を引き続き発生させない。
 - ・陸上貨物運送事業の死傷者数 2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
 - ・第三次産業
 - ・小売業、社会福祉施設、飲食店及びビルメンテナンス業対策を重点的に講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。
 - ・メンタルヘルス対策 ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする。
 - ・腰痛対策 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
 - ・熱中症対策 計画期間中に死亡災害を発生させない。

基本的考え方

東京において計画を推進するにあたっての3つの基本的考え方

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設工事における安全衛生対策
 局署、受注元方事業者、関係団体及び労働者代表の連携により、労働災害防止対策に取り組む。

本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大
 企業本社が主導する全社的な安全衛生対策の推進により、全国の労働災害の減少を実現させていく。

「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進
 “Safe Work TOKYO”を活用した「行政が進める安全衛生対策の見える化」を図り、広く国民にアピールする。

青梅署 第13次労働災害防止計画 目標値

死傷災害（休業4日以上）【全産業】

2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
316人	311人	305人	300人	295人	290人以下

厚生労働省目標 ⇒ 2017年と比較して2022年の死傷年千人率を5%以上減少させる

東京労働局目標 ⇒ 2017年と比較して2022年の死傷者数を5%以上減少させる

青梅労働基準監督署目標 ⇒ 2017年と比較して2022年の死傷者数を8%以上減少させる

※ 達成できなかった12次防の目標を踏襲し290件以下を目標とした

※ 年千人率とは、一年間の労働者1,000人あたりに発生した死傷者数の割合のことです。

死傷災害（休業4日以上の死傷年千人率）【第三次産業】（平成27年国勢調査 就業状態等基本集計及び労働者死傷病報告による。）

2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
1.67 (164人)	1.65 (162人)	1.63 (160人)	1.62 (158人)	1.60 (157人)	1.59 (156人)

東京労働局目標 ⇒ 2017年と比較して2022年の死傷年千人率を5%以上減少させる

青梅労働基準監督署目標 ⇒ 2017年と比較して2022年の死傷年千人率を5%以上減少させる

$$\text{年千人率} = \frac{\text{死傷者数}}{\text{1年間の平均労働者数}} \times 1000$$

死亡災害

12次防期間中最少の0人を目標とする！

2017年 1人 ⇒ 2022年 0人

厚生労働省目標 ⇒ 2017年と比較して2022年の死亡者数を15%以上減少させる

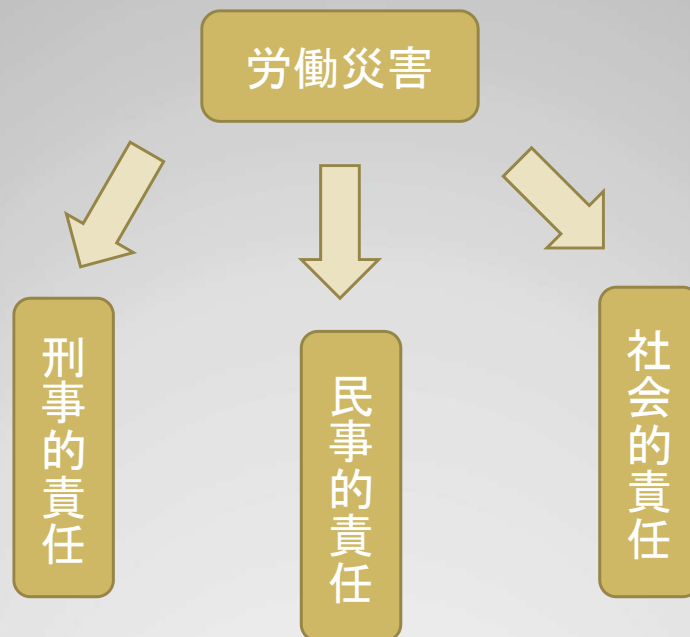
東京労働局目標 ⇒ 2017年と比較して2022年の死亡者数を15%以上減少させる

青梅労働基準監督署目標 ⇒ 第12次労働災害防止計画期間中の最少0人を達成する



トップが打ち出す方針
 みんなで共有 生み出す安全・安心

- 労働災害に伴う企業責任



- 刑事的責任

警察署

刑法第211条 業務上過失死傷罪

「業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁固又は50万円以下の罰金に処する」

労働基準監督署

労働安全衛生法第20条～25条の2 事業者の措置義務違反

「事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険《以下略》」

● 刑事的責任

労働基準監督署

労働安全衛生法第20条～25条の2 事業者の措置義務違反
「事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

1 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）
による危険

《以下略》」

労働安全衛生法第117条 特定機械の製造許可違反ほか
－1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

労働安全衛生法第119条 事業者の講ずべき措置等に関する違反ほか
－6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

労働安全衛生法第120条 衛生管理者選任義務違反ほか
－50万円以下の罰金

労働安全衛生法第122条 両罰規定
「～行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、
各本条の罰金刑を科する。」

具体的な措置の内容は、労働安全衛生規則等に定められている。

● 刑事的責任

労働基準監督署

労働安全衛生法第26条 事業者の措置義務違反

「労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条(25条の2)第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を
守らなければならない。」

労働安全衛生法第120条 危険等防止措置義務違反ほか
－50万円以下の罰金

労働安全衛生法第122条 両罰規定

「～第120条の違反行為をしたときは～行為者を罰するほか、
その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。」

具体的な措置の内容は、労働安全衛生規則等に定められている。

● 労働基準監督署と警察署の相違点

- ① 労働安全衛生法上の措置義務違反は故意犯であるのに対し、業務上過失致死傷罪は過失犯であること
- ② 労働安全衛生法上の措置義務違反は死傷の結果の発生を必要としないが、業務上過失致死傷罪は死傷の結果が発生していることが必要であること



労働基準監督署の行政指導に従わず、措置義務違反を繰り返すなどの場合には、災害の発生を伴わなくても刑事責任を問われる場合がある

● 送検と検察官による事件処理

労働基準監督署・警察署

捜査を尽くした段階で検察官に送致

検察官

刑事事件として訴追するか否かを判断

- ・ 起 訴：犯罪を認定すべき証拠があり訴追が必要であると判断した場合には、裁判所に対し公訴を提起
- ・ 不起訴：事件が有罪とは認められない場合

(罪とならず 嫌疑なし 嫌疑不十分)

有罪とは認められても起訴するには及ばないと判断された場合

(起訴猶予)

- 起訴猶予処分するに際し検察官が考慮する事項

- (1) 被告人自身に関する事項

- ① 被告人の性格
- ② 被告人が普段から仕事熱心であること
- ③ 学歴、知識程度
- ④ 経歴
- ⑤ 前科前歴の有無

- (2) 犯罪自体に関する事項

- ① 犯罪の軽重
- ② 犯罪の情状

- (3) 犯罪後の情状

- ① 改心の有無
- ② 謝罪や被害回復の努力
- ③ 被害弁償、示談、被害感情等の状況

- 業務上過失致死傷罪と労働安全衛生法規違反

労働基準法や労働安全衛生法その他安全・衛生に関する規則は、これに違反したことが直接的に過失（結果の予見可能性がある）となるものではないが、実際の裁判ではこれらの違反があるときに予見可能性を否定した事例はほとんどない。

これら安全衛生法規の違反の有無は、結論に直ちに影響すると考えておくべき。

● 民事的責任

労災保険：

療養補償給付（治療費等）

休業補償給付（休業中の所得保障。休業補償給付は給付基礎日額の60%、特別支給金20%）

障害補償給付（後遺障害に対する所得損失補填）

● ◆ 労災保険と損害賠償請求

- 労働者が業務上負傷し、または疾病にかかった場合、使用者はその過失の有無を問わず、労働基準法上の災害補償責任を負うが、労災保険による給付が行われる場合は、補償の責を免れ、**同一の事由については支払われた価額の限度において民法による損害賠償の責をも免れる**（労基法第84条）。

慰謝料、療養に係る親族等の所得損失、休業補償にかかる差額などは、労災保険の給付対象とならない



民事損害賠償請求

● 賠償責任の根拠

(1) 債務不履行責任（民法第415条）～安全配慮義務

債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行できなくなったときも、同様とする。

➡ **労働契約法第5条（労働者の安全への配慮）**

使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

(2) 不法行為責任（民法第709条）

故意または過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

● 労働契約法とは

個別の労働関係紛争を解決するための労働契約に関する民事的なルールにつき体系的な成文法は存在せず、判例が蓄積されて形成された判例法理を当てはめて判断していた



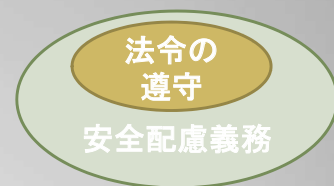
平成20年3月1日 労働契約法の施行

労働契約に関する民事的なルールを一つの体系にまとめ、労働契約における権利義務関係を確定させる法的根拠を示す

● 安全配慮義務の範囲

1 労働安全衛生法を守っていれば安全配慮義務を尽くしたことになるか？

労働安全衛生法：労働災害防止の中でも最も重要なもののみ刑事罰を背景にその遵守を事業主に強制しているもの



安全配慮義務：「労働者の生命及び健康等を労働災害の危険から保護するよう配慮を尽くして労働させるべき義務」であって、労働安全衛生法で定める最低限の義務の周辺にあって、労働災害発生の危険のあるものについて、事業主に防止義務を求めるもの。

2 安全教育をしない場合の過失相殺は？

労働災害における過失相殺で、労働者の過失割合が高いと評価されるのは、当該労働者がかなりの経験者であるとか、十分に危険性を認識しているといった場合である。

それでは、労働者に経験者になってもらい、危険性を認識してもらうためにはどうすればよいかと言えば、使用者において指導・教育を行うことになる。

また、命綱を着けずに作業を行い転落して死亡したという場合において、使用者が注意しようがしまいが、黙認しようがしまいが、原則として過失割合は同じかというところ、多くの裁判例においては、使用者が命綱を備え付けていたのか否か、命綱を着けて作業するよう注意していたのか否かと言ったことが指摘され、これらのことが過失割合に考慮されている。

3 使用者の黙認はどう評価されるのか？

安全教育をしても、教育した事項を労働者が守らず、不安全行動を取っているのを知りながら作業をさせた場合には、その不安全行動を「黙認」した、即ち教育したことを守らなくても良いと暗黙のうちに認めたと言うことになりかねない。

この意味において、「黙認」行為は、それまでの苦労を水の泡にする危険を包含するものであり、使用者においては特に注意すべき事項である。

- 安全配慮義務の徹底のためには

- (1) 安全衛生関係法令の遵守
- (2) 安全衛生教育の徹底と記録の保存
- (3) 作業指示の明確化と指示内容の記録
(作業手順書の作成と遵守)
- (4) リスクアセスメントの実施と記録の保存
- (5) その他


- 高額化する損害賠償請求

被災者

夫（35歳） 年収500万円

被災者家族

妻（35歳） 子供2人（8歳、6歳）

費目	金額	命の値段
逸失利益	年収500万円×(1-生活費控除30%)×15.803 =5,531万円	 8,281万円
葬祭費用	130～170万円	
慰謝料	2,000～3,000万円	

逸失利益5,531万円+葬祭費用150万円+慰謝料2,600万円=8,281万円

被災者は一家の大黒柱。被災者の過失はないものとして算出。

訴訟提起されてしまった場合、さらに高額な弁護士費用の負担も発生します。

建設業における労働安全衛生対策

厚生労働省 安全衛生部

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の概要

1. 目的

- 労働災害防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保することを目的とする。

2. 事業者、労働者の責務

- 最低基準の遵守のみならず、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保することを事業者の責務として規定。
- 労働災害防止のための必要な事項を守ること等を労働者の責務として規定。
- 建設工事の請負契約の注文者等が、施行方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮することを規定。

3. 労働災害防止計画

- 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見を聴いて、労働災害防止のための主要な対策に関する事項等を定めた計画を策定しなければならない。

4. 安全衛生管理体制

- 安全衛生管理のため、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医等の選任や安全委員会・衛生委員会等の設置を義務付け。

5. 事業者等の講ずべき措置

- 労働災害を防止するために事業者が講ずべき具体的措置(※)として、以下を規定。
 - ・ 危険防止措置や健康障害防止措置
 - ・ 健康保持増進措置
 - ・ リスクアセスメント(危険性・有害性等の調査等) 等
- 元方事業者等による関係請負人の労働者の労働災害防止のための措置
- 危険な機械等や危険・有害な化学物質に関する規制

※ 詳細な内容については、法律に基づき、労働安全衛生規則等において網羅的に規定。

6. その他

- 労働基準監督官等による監督等

建設業の安全対策

労働安全衛生法での建設業の安全対策

労働安全衛生法	発注者	施工方法、工期等について、労働安全衛生を損なうおそれのある条件を附さないよう配慮等			
	元請事業者	元請・下請事業者の労働者の混在作業による労働災害を防止するための要請調整、指導、設備・機械等の安全確保			
	事業者 (下請事業者)	有資格者・作業主任者 ^{※1} の配置 (就業制限等)	特別教育 ^{※2} 等 安全 教育	高所作業の安全対策 建設機械等の安全対策 掘削作業等の安全対策 工事用仮設物の安全対策	工事の計画の届出
	国	労働基準監督官等による監督等			

※1 移動式クレーン運転士免許、足場の組立等作業主任者 等
 ※2 ずい道等の掘削、覆工等の業務に係る特別教育 等

第12次労働災害防止計画^{※3}での重点対策

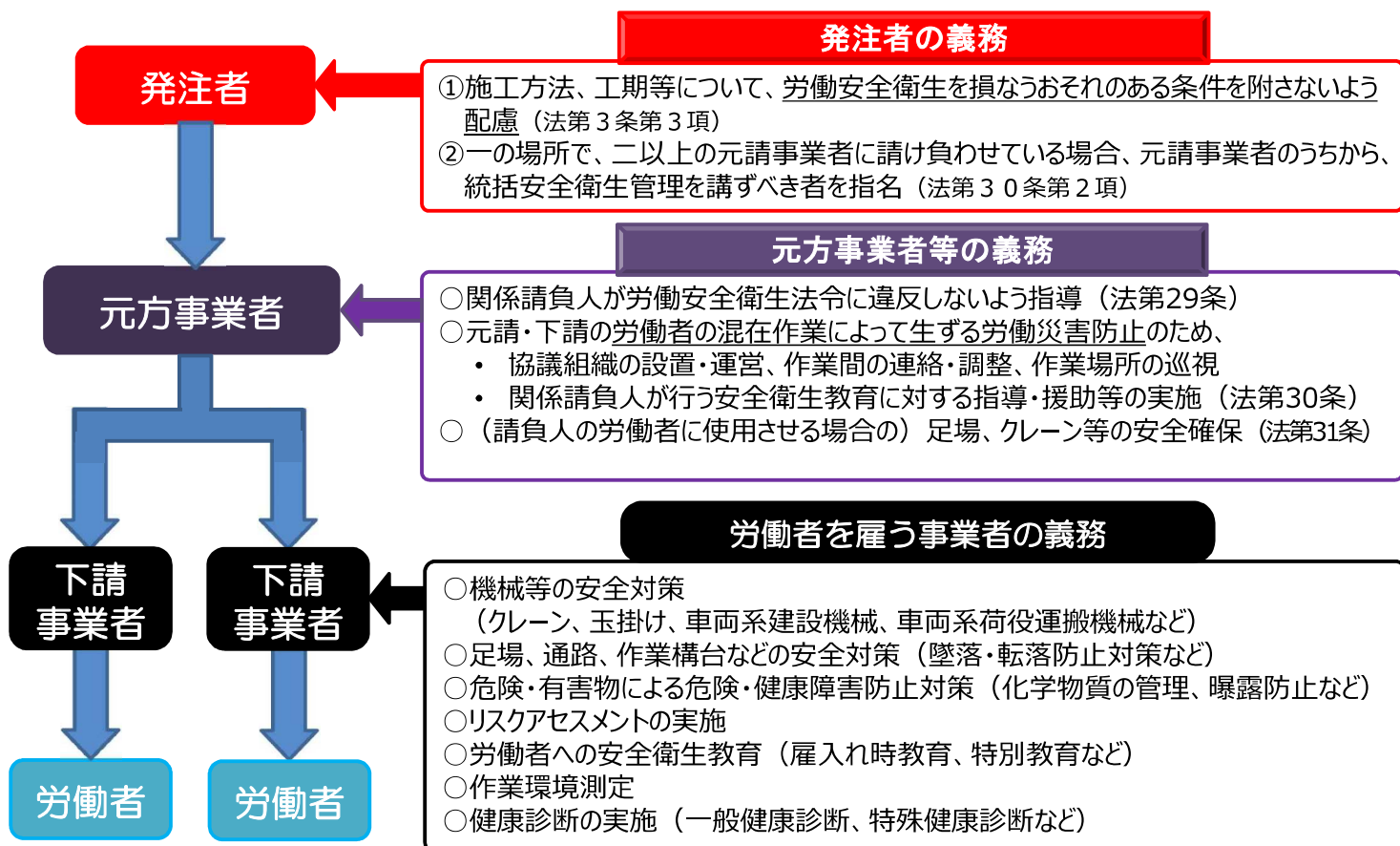
- 墜落・転落災害防止対策** 様々な場所からの墜落・転落災害防止対策の推進、ハーネス型安全帯の普及
- 全国的な人材不足等を踏まえた対策** 発注者に対する要請（安全経費の積算計上を含む）、統括安全衛生管理の徹底
- 解体工事対策** アスベストばく露防止対策、解体工事の安全対策
- 東日本大震災の復旧・復興工事対策** 被災地での労働災害防止対策の実施、新規就労者に対する安全衛生教育の実施

※3 労働安全衛生法第6条に基づき、厚生労働大臣が定める5カ年計画。第12次の計画は平成25年度から平成29年度まで

⑤

労働安全衛生法における

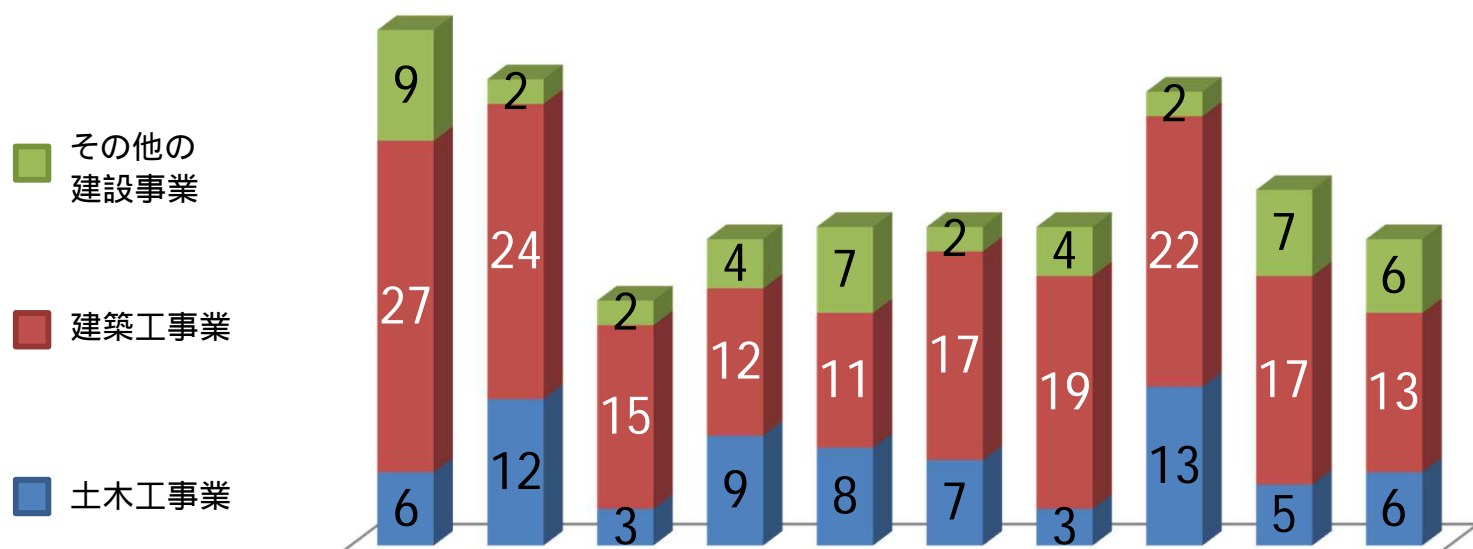
下請事業者、元請事業者、発注者の労働災害防止に関する義務



元方事業者による建設現場 安全管理指針のポイント

厚生労働省では、建設現場の安全管理水準の向上を促進し、建設業における労働災害の防止を図るため、建設現場等において元方事業者が実施することが望ましい安全管理の具体的手法を示した「元方事業者による建設現場安全管理指針」を示しています。

建設業死亡災害発生状況（東京）



	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
土木工事業	6	12	3	9	8	7	3	13	5	6
建築工事業	27	24	15	12	11	17	19	22	17	13
その他の建設事業	9	2	2	4	7	2	4	2	7	6
建設業合計	42	38	20	25	26	26	26	37	29	25

厚生労働省・都道府県労働局

労働基準監督署

建設現場における安全管理

建設現場においては、次のような安全管理を行う必要があります。

1 安全衛生管理計画の作成

元方事業者は、建設現場における安全衛生管理の基本方針、安全衛生の目標、労働災害防止対策の重点事項等を内容とする安全衛生管理計画を作成すること。

2 過度の重層請負の改善

元方事業者は、労働災害防止上問題を生じやすい過度の重層請負の改善を図るため、次の事項を遵守すること。

- ① 労働災害を防止するための事業者責任を遂行することの出来ない単純労働の労務提供のみを行う事業者等にその仕事の一部を請け負わせないこと。
- ② 仕事の全部を一括して請け負わせないこと。

3 請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化等

元方事業者は、請負契約において労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者を明確にするとともに、労働災害の防止に要する経費のうち請負人が負担する経費については、請負契約書に添付する請負代金内訳書等に当該経費を明示すること。

明示する労働災害防止対策の例

- ① 労働者の墜落防止のための防網の設置
- ② 物体の飛来・落下防止のための防網の設置
- ③ 安全帯の取付け設備の設置
- ④ 車両系建設機械の誘導員の配置
- ⑤ 作業場所の巡視
- ⑥ 安全大会等への参加
- ⑦ 講習会等への参加

第1章

安全衛生経費とは



【1】安全衛生経費とは

建設業では、発注者から元請負人、一次、二次下請負人等、その雇用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者）などが、重層構造で工事を行うことから、労働災害を防止するためには、雇用する労働者の労働災害防止に係る義務を負う下請負人だけでなく、それ以外の発注者や元請負人にも安全に対する理解と対策の実施が重要です。

安全衛生経費にどのようなものが含まれるのかを「安全衛生経費ガイドブック作成委員会」において検討した結果、本ガイドブックにおいては安全衛生経費を元請負人及び下請負人の労働災害防止対策等に係る費用としました。また、その細目については『建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表』の解説並びに作成要領検討結果報告書（平成25年3月建設業労働災害防止協会）を参考に以下のようにまとめました。

図表 1-1 「安全衛生経費」の考え方 <安全衛生管理に必要な費用区分>

費用区分		主な内容	細目	
直接 工事費	工事的目的物の施工に直接必要な安全設備（指定仮設及び参考図等に示されているもの）	足場	・ 枠組足場、単管足場、吊足場等	
		支保工	・ 枠型支保工、橋梁架設等支保工	
		土留め	・ 仮締め切り（シートパイル、親杭横矢板、連壁）	
		土留め支保工	・ 切梁、腹起（裏込めコン含む）	
間接 工事費	安全費	作業構台	・ 乗入構台、荷受構台、作業構台	
		準備費	・ 調査費用 ・ 埋設物調査試験他	
		交通管理に要する費用	・ 交通規制に要する費用 ・ ガードマン、規制車、クッションドラム、カラーコーン、バリケード、工事中表示板（内照式）回転灯、規制表示看板・お願い看板	
		安全管理等に要する費用	・ 監視連絡等に要する費用 ・ 安全意識、注意喚起に要する費用 ・ 各種注意看板標識、安全掲示板	
	共通仮設費	仮設費	保護具類	・ ヘルメット、保護めがね、防じんマスク（電動ファン付き呼吸用保護具）、耳栓、安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣
			墜落飛来落下災害防止設備	・ 手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幡ネット、安全ブロック、親綱、建築工専用エレベーター部踊り場ゲート
			作業床に関する設備	・ 各所点検通路（支保工上他）、安全通路、揚重用吊具（ワイヤ、クランプ他）
			公衆災害に要する費用	・ ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車
			警報設備	・ 仮囲い（万能板、フラットパネル、シートゲート他）、建築工事落下防護（朝顔）、防音シート、防音パネル、足場出入り口のゲート
			避難設備	・ 土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置（潜函）・ベル、サイレン等警報装置（ずい道）
			作業環境	・ 避難誘導灯、発破時の避難所、避難用器具（空気呼吸器、携帯用照明、避難はしご、ロープ等）
			昇降設備	・ 換気設備、空気清浄設備（潜函）、ガス抜き等の措置（ずい道）、各種環境測定器（酸素濃度他）
			火災防止	・ 排気管、圧力計（高圧室内）、照明器具、熱中症対策設備
			その他	・ 坑内はしご道で巻き上げ装置との隔壁、階段、はしご道
	現場管理費	倉庫費	・ 倉庫、材料保管等に要する費用	・ 重機移動用敷き鉄板 ・ 火薬庫など
		その他		
現場管理費		・ 疾病・衛生対策費 ・ 安全訓練研修等に要する費用	・ 健康診断（一般・特殊健診） ・ 特別教育、各種資格取得のための講習受験費用 ・ 避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT	

※費用区分は国土交通省：土木請負工事費積算要領による

※細目は実行予算に計上している費目を計上

出所：建設業労働災害防止協会「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表」の解説並びに作成要領検討結果報告書

－平成25年3月－より（一部改編）

【2】建設現場において誰が労働災害防止対策を行う義務があるのか

安衛法では、建設工事現場において、それぞれの事業者が置かれた立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務付けています。

1. 事業者の責任

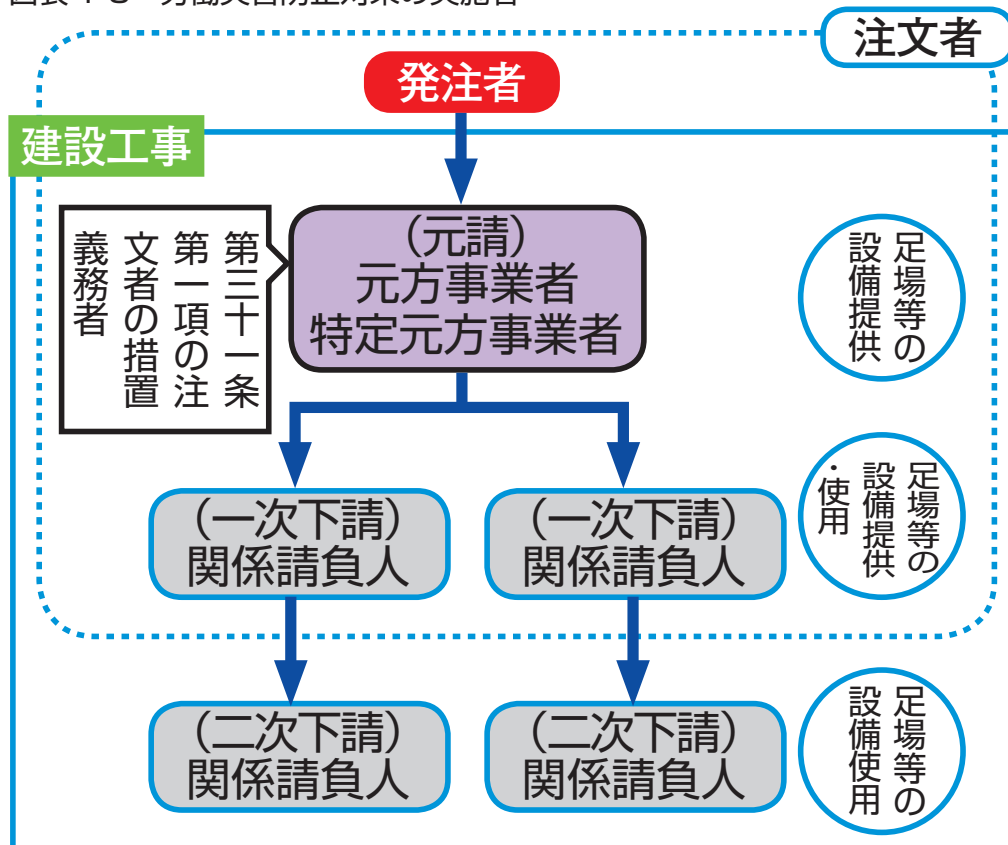
安衛法第3条（事業者等の責務）第1項では、「事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。」と定めています。

安衛法第2条第3項において事業者とは「事業を行う者で、労働者を使用するもの。」と定義されており、安衛法における主たる義務者である事業者とは、法人企業であれば当該法人（法人の代表者ではない）、個人企業であれば事業経営主を指しています。これは従来の労働基準法上の義務主体である「使用者」とは異なり、事業経営の利益の帰属主体そのものを義務主体としてとらえ、安全衛生上の責任を明確にしたものです。

2. 注文者、元方事業者、特定元方事業者の責任

建設現場の元請負人は労働災害防止に関し、自社の雇用者との関係では事業者としての責務、下請負人との関係では、注文者、元方事業者、特定元方事業者としての責務を負います。また、最下位の下請負人以外は、事業者としての責務に合わせて注文者としての責務も負うこととなります。この関係を図示すると図表 1-3 のようになります。

図表 1-3 労働災害防止対策の実施者



出所：国土交通省土地建設産業局建設業課『建設業法令遵守ガイドラインの改訂について（平成26年10月）』より（一部改編）

[3] 事業者、元方事業者、特定元方事業者、 注文者の講ずべき措置

安衛法では、建設工事現場における労働災害防止のため、それぞれの事業者に雇用される労働者が同一の場所において作業を行う混在作業によって生じる労働災害を防止するために、それぞれの事業者が行う管理とは別に、それぞれの立場に応じ、事業者の講ずべき措置等、元方事業者の講ずべき措置等、特定元方事業者の講ずべき措置、注文者の講ずべき措置を義務付けています。その主な規定は図表 1-4 のとおりです。

図表 1-4 労働安全衛生法のそれぞれの立場における規定

事業者	機械等、爆発物等、エネルギーによる危険防止措置 (第 20 条)	危険時退避措置 (第 25 条)	定期自主検査 (第 45 条)
	作業方法、場所から生じる危険防止措置 (第 21 条)	救護措置 (第 25 条の 2)	就業制限 (第 61 条)
	健康障害防止措置 (第 22 条)	雇入れ時教育 (第 59 条第 1 項)	作業環境測定 (第 65 条)
	作業場の衛生環境整備 (第 23 条)	特別教育 (第 59 条第 3 項)	一般健康診断 (第 66 条第 1 項)
	作業行動から生じる危険防止措置 (第 24 条)	職長等教育 (第 60 条)	特殊健康診断 (第 66 条第 2 項)
元方事業者	関係請負人、労働者に対する指導・指示 (第 29 条)	危険な場所における危険防止措置 (第 29 条の 2)	危険時退避措置 (第 30 条の 3)
特定元方事業者	協議組織の設置・運営、作業間の連絡・調整、関係請負人に対する教育への指導・援助等の措置 (第 30 条)		
注文者	建設物等を請負人の労働者に使用させる場合の労働災害防止の措置 (第 31 条)	特定作業に従事させる場合の労働災害防止の措置 (第 31 条の 3)	違法な指示の禁止 (第 31 条の 4)

出所：国土交通省土地建設産業局建設業課「建設業法令遵守ガイドラインの改訂について（平成 26 年 10 月）」より

元方事業者・特定元方事業者・注文者の講ずべき措置の法的根拠は以下のとおりです。

1. 元方事業者の講ずべき措置

安衛法第 29 条では、元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならないとし、当該指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならないと定めています。

また、安衛法第 29 条の 2 では、建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所等一定の場所においては技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならないと定めています。

さらに、安衛法第 30 条の 3 では、元方事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、労働者の救護に関する措置を講じなければならないと定めています。

2. 特定元方事業者の講ずべき措置

安衛法第 30 条では、特定元方事業者は、混在作業によって生ずる労働災害を防止するため、協議組織の設置及び運営、作業間の連絡及び調整等の措置を講ずることと定めています。

3. 注文者の講ずべき措置

安衛法第 3 条第 3 項では、建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない

ないと定めています。

また、安衛法第31条では、特定事業の仕事を自ら行う注文者は自己が所有し、又は管理する設備等を下請業者の労働者に使用させる場合に一定の設備等に対して労働災害防止上必要な措置を講じなければならないとし、第31条第2項で、当該事業の仕事が数次の請負契約によって行なわれることにより同一の建設物等について同項の措置を講ずべき注文者が二以上あることとなるときは、後次の請負契約の当事者である注文者については、適用しないとされています。

安衛法第31条の3では、特定作業においては、それに従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないとし、さらに、安衛法第31条の4では、注文者として関係請負人に仕事をさせたなら、この法律・命令の規定に違反することになる指示をしてはならないと定めています。

【4】誰が負担するのか（安全衛生経費の負担者）

労働災害防止対策の実施者それにとまなう安全衛生経費の負担者は元請負人なのか下請負人なのかの決定は、次の事項を十分考慮して決めなくてはなりません。

1. 安全衛生経費の実施者・負担者に関する留意事項

(1) 元下間における労働災害防止対策の負担者が不明確

元請負人が特定元方事業者として統括的な安全衛生管理の必要から実施する措置あるいは注文者として実施する措置と下請負人が事業者として実施しなければならない措置又は関係請負人として実施しなければならない措置が混同されたり、不明確になるケースがあります。図表 1-5 に元下間において不明確になりやすい労働災害防止対策の例を示します。

図表 1-5 元下間で不明確になりやすい労働災害防止対策の例

資機材関係	教育関係
建設機械関係機材 (クレーン、立入禁止措置材、敷鉄板、玉掛用具等)	現場での講習会等 (新規入場者教育、建設従事者教育等)
墜落・飛来落下防止関係機材 (足場、安全ネット、親綱、親綱支柱等)	元方事業者が主催する安全大会への参加
注文者⇔下請事業者	特定元方事業者⇔下請事業者
装備・資格関係	会合関係
個人用保護具 (保護帽、安全帯、防じんマスク、保護めがね等)	災害防止協議会への参加
技能講習等の資格取得者の配置	職長会の設置・運営
元方事業者⇔下請事業者	特定元方事業者⇔下請事業者

出所：国土交通省土地建設産業局建設業課「建設業法令遵守ガイドラインの改訂について（平成26年10月）」より

4 元方事業者による関係請負人及びその労働者の把握等

元方事業者は、関係請負人に対する安全衛生指導を適切に行うため、次の事項等を関係請負人に通知させること等により把握しておくこと。

- ① 関係請負人の名称、請負内容、安全衛生責任者の氏名、安全衛生推進者の選任の有無及びその氏名
- ② 関係請負人の雇用する労働者の安全衛生に係る免許・資格の取得及び特別教育、職長教育の受講の有無等
- ③ 関係請負人の安全衛生責任者又はこれに準ずる者の駐在状況
- ④ 関係請負人が建設現場に持ち込む機械設備

5 作業手順書の作成

元方事業者は、関係請負人に対し、労働災害防止に配慮した作業手順書を作成するよう指導すること。

6 協議組織の設置・運営

元方事業者が設置・運営する労働災害防止協議会等の協議組織については、次によりその活性化を図ること。

- (1) 会議の開催頻度
毎月1回以上開催すること。
- (2) 協議組織の構成
協議組織については、次の者を構成員とすること。
 - ① 統括安全衛生責任者、元方安全衛生責任者又はこれらに準ずる者等
 - ② 元方事業者の店社の店社安全衛生責任者又は工事施工・安全管理の責任者
 - ③ 関係請負人の安全衛生責任者等
 - ④ 関係請負人の店社の工事施工・安全管理の責任者等



(3) 協議事項

工程に応じ、次の事項等を議題として取り上げること。

- ① 建設現場の安全衛生管理の基本方針、目標、その他基本的な労働災害防止対策を定めた計画
- ② 月間又は週間の工程計画
- ③ 労働者の危険及び健康障害を防止するための基本対策
- ④ 安全衛生に関する規程
- ⑤ 安全衛生教育の実施計画
- ⑥ 労働災害の原因及び再発防止対策

(4) 協議組織の規約

協議組織の構成員、協議事項、協議組織の会議の開催頻度等を定めた協議組織の規約を作成すること。

(5) 協議組織の会議の議事の記録

協議組織の会議の議事で重要なものに係る記録を作成するとともに、これを関係請負人に配布すること。

(6) 協議結果の周知

協議組織の会議の結果で重要なものについては、朝礼等を通じてすべての現場労働者に周知すること。

7 作業間の連絡及び調整

元方事業者は、混在作業による労働災害を防止するため、混在作業を開始する前及び日々の安全施工サイクル活動時に次の事項について、混在作業に関連するすべての関係請負人の安全衛生責任者又はこれに準ずる者と十分連絡及び調整を実施すること。

8 作業場所の巡視

元方事業者は、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者又はこれらに準ずる者に、毎作業日に1回以上作業場所の巡視を実施させること。

9 新規入場者教育

元方事業者は、関係請負人に対し、その労働者のうち、新たに作業を行うこととなった者に対する新規入場者教育の適切な実施に必要な場所、資料の提供等の援助を行うとともに、当該教育の実施状況について報告され、これを把握しておくこと。

新規入場者教育の内容

- ① 労働者が混在して作業を行う場所の状況
- ② 労働者に危険を生ずる箇所状況
- ③ 混在作業場所において行われる作業相互の関係
- ④ 退避の方法
- ⑤ 指揮命令系統
- ⑥ 担当する作業内容と労働災害防止対策
- ⑦ 安全衛生に関する規定
- ⑧ 建設現場の安全衛生管理計画の内容

10 新たに作業を行う関係請負人に対する措置

元方事業者は、新たに作業を行うこととなった関係請負人に対し、協議組織の会議内容及び作業間の連絡調整の結果を周知すること。

11 作業開始前の安全衛生打合せ

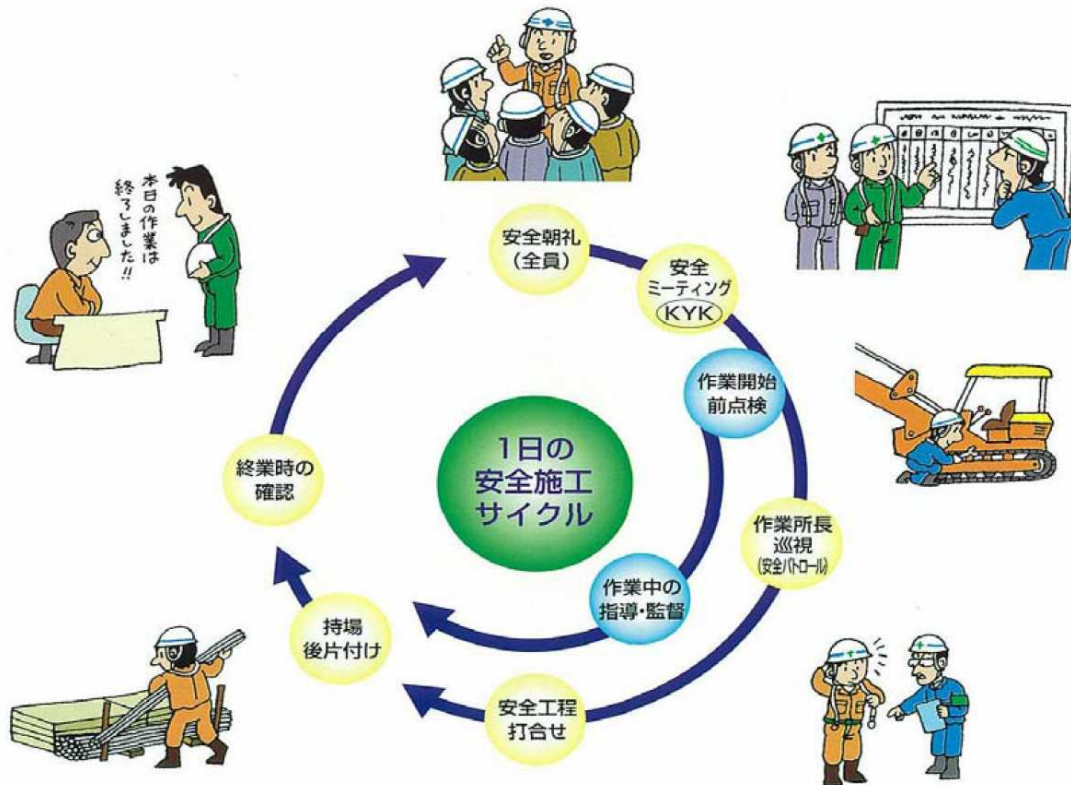
元方事業者は、関係請負人に対し、毎日、その労働者を集め、作業開始前の安全衛生打合せを実施するよう指導すること。

安全衛生打合せの内容

- ① 当日の作業内容、作業手順、労働災害防止上の留意事項等の指示
- ② 作業間の連絡調整の結果の周知
- ③ 関係労働者の労働災害防止に対する意見等の把握
- ④ 危険予知活動等の安全活動

12 安全施工サイクル活動の実施

元方事業者は、施工と安全管理が一体となった安全施工サイクル活動を展開すること。



13 職長会(リーダー会)の設置

元方事業者は、関係請負人に対し、職長及び労働者の安全衛生意識の高揚、職長間の連絡の緊密化、労働者からの安全衛生情報の掌握等を図るため、職長会(リーダー会)を設置するよう指導すること。

「建設業における総合的労働災害防止対策」(平成19年3月22日基発第0322002号)では、元方事業者の「工事現場」での実施事項を次のとおり定めています。

- 1 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針に基づく現場における安全衛生方針の表明
- 2 過重の重層請負の改善、請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化
- 3 店社及び関係請負人との連携による危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置の実施事項の決定
- 4 危険性又は有害性等の調査等に基づく工事安全衛生目標の設定及び工事安全衛生計画の作成
- 5 協議組織の設置・運営等元方事業者による建設現場安全管理指針に基づく統括管理の実施
- 6 マネジメント指針に基づく工事安全衛生計画の実施、評価及び改善
- 7 工所用機械設備の点検等による安全性の確保
- 8 安全な施工方法の採用
- 9 関係請負人の法令違反を防止するための指導及び指示
- 10 土砂崩壊等のおそれがある作業場所についての安全確保のための関係請負人に対する指導
- 11 移動式クレーン等を用いての作業に係る仕事の一部を請負人に請け負わせて共同して当該作業を行う場合における作業内容等についての連絡調整の実施
- 12 関係請負人が現場に持ち込む機械設備の安全化への指導及び有資格者の把握
- 13 関係請負人が行う新規入場者教育に対する資料、場所の提供等
- 14 関係請負人に対し健康管理手帳制度の周知、その他有害業務に係る健康管理措置の周知等
- 15 現場作業員に対する安全衛生意識高揚のための諸施策の実施

支店等の店社における安全管理

支店等の店社においては、次のような安全管理を行う必要があります。

1 安全衛生管理計画の作成

元方事業者は、店社の年間の安全衛生の基本方針、安全衛生の目標、労働災害防止対策の重点事項等を内容とする安全衛生管理計画を作成すること。

2 重層請負の改善のための社内基準の設定等

元方事業者は、建設現場が過度の重層請負とならないよう、重層の程度についての制限を社内基準として設ける等により、重層請負の抑制を図ること。

3 共同企業体の構成事業者による 安全管理の基本事項についての協議

元方事業者は、共同企業体で施工する場合には、構成事業者が安全管理について十分な連携を図れるよう、共同企業体のすべての構成事業者の店社からなる委員会を設置する等により、安全衛生管理体制、安全管理のための予算、安全管理のための規程、安全衛生管理計画等について協議すること。

4 統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者の選任

(1) 統括安全衛生責任者

元方事業者は、ずい道等の建設の仕事等一定の仕事を行う場合で、統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とするとともに、統括安全衛生管理に関する教育を実施し、この教育を受けた者のうちから選任すること。

(2) 元方安全衛生管理者

元方事業者は、元方安全衛生管理者については、混在作業現場における労働災害の防止のための技術等に関する教育を実施し、この教育を受けた者で、かつ、同種の仕事について安全衛生の実務に従事した経験がある者のうちから選任すること。

5 施工計画の事前審査体制の確立

元方事業者は、仕事の工程、機械設備等についての安全衛生面からの事前の検討を十分行うための店社内での事前評価体制を確立すること。また、当該仕事の計画作成に参加する有資格者の資質の向上を図るため、必要な教育等を徹底すること。

6 安全衛生パトロールの実施

元方事業者は、労働災害を防止する上で必要な時期に、店社安全衛生管理者又は当該店社の工事施工・安全管理の責任者等に当該仕事に係る作業場所の巡視を行わせること。



7 労働災害の原因の調査及び再発防止対策の樹立



元方事業者は、労働災害が発生した場合には、店社安全衛生管理者又は当該店社の工事施工・安全管理の責任者及び現場の責任者により、当該労働災害に係る関係請負人と連携して災害調査を行い、その原因を究明するとともに、再発防止対策を樹立すること。

8 元方事業者による関係請負人の安全衛生管理状況等の評価

元方事業者は、優良な関係請負人に選定及び育成を図るため、関係請負人の安全管理状況等について評価を行うこと。

(評価事項の例)

- ①協議組織への参加状況 ②新規入場者教育の実施状況 ③安全衛生責任者の現場への駐在状況
- ④店社による作業場所の巡視状況 ⑤保護具の使用状況 ⑥安全衛生推進者等の選任状況 など

「建設業における総合的労働災害防止対策」(平成19年3月22日基発第0322002号)では、元方事業者の「店社」での実施事項を次のとおり定めています。

- 1 マネジメント指針に基づく店社全体の安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定、安全衛生計画の策定
- 2 統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者等の選任等工事現場の安全衛生管理組織の整備の促進
- 3 施工計画時の事前審査体制の確立
- 4 工事現場の危険性又は有害性等の調査等の実施事項の決定支援
- 5 工事現場の危険性又は有害性等の調査等に基づく工事安全衛生計画の作成支援
- 6 店社安全衛生管理者等による安全衛生パトロールの実施等工事現場の安全衛生管理についての指導
- 7 工事用機械設備の点検基準、安全衛生点検基準等の整備
- 8 設計技術者、現場管理者等に対する安全衛生教育の企画、実施及び関係請負人の行う安全衛生教育に対する指導、援助
- 9 関係請負人、現場管理者等に対する安全衛生意識高揚のための諸施策の実施
- 10 マネジメント指針に基づく店社の安全衛生計画の実施、評価及び改善
- 11 マネジメント指針に基づくシステム監査の実施及びシステムの見直し
- 12 下請協力会の活動に対する指導援助
- 13 災害統計の作成、災害調査の実施、同種災害防止対策の樹立等
- 14 各種安全衛生情報の提供

関係請負人による 建設現場安全管理指針

厚生労働省 では、建設現場の安全管理水準の向上を促進し、建設業における労働災害の防止を図るため、建設現場等において元方事業者が実施することが望ましい安全管理の具体的手法を示した「元方事業者による建設現場安全管理指針」を示しています。

建設業では、一の場所において元方事業者及び関係請負人の労働者が混在して作業を行うことが多いことから、関係請負人相互の労働者の混在作業における労働災害を防止するため、元方事業者に統括管理を義務付けています。

なお、建設現場の安全管理の水準は元方事業者だけが努力しても向上するものではありません。建設現場の安全管理は元方事業者と関係請負人が相互の信頼の下に一体となって進めていくことが大切であることから、本指針では、元方事業者が実施することが望ましい安全管理の手法とともに、関係請負人が実施することが望ましい事項を示しています。

建設現場における安全管理(元方事業者)

- 安全衛生管理計画の作成
- 過度の重層請負の改善
- 請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化等
- 元方事業者による関係請負人及びその労働者の把握等
- 作業手順書の作成
- 協議組織の設置・運営
- 作業間の連絡及び調整
- 作業場所の巡視
- 新規入場者教育
- 新たに作業を行う関係請負人に対する措置
- 作業開始前の安全衛生打合せ
- 安全施工サイクル活動の実施
- 職長会(リーダー会)の設置

関係請負人が実施する事項

建設現場の安全管理は元方事業者が努力するだけでなく元方事業者及び関係請負人が一体となってすすめることによってその水準の一層の向上が期待できるものです。

(1) 過度の重層請負の改善

元方事業者対し、過度の重層請負の防止のため、一括下請けの禁止等の定めがありますが、関係請負人が無原則に再下請けに出しては、結果として重層請負となってしまうため、関係請負人においても再下請けの使用については、慎重に検討し、過度の重層請負とならないようにする必要があることを示したものです。

(2) 請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化

元方事業場は関係請負人に対し、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者を明確化するようにされていることを受け、関係請負人が再下請けに出す場合についても、同様のことについて配慮するよう示したものです。

(3) 関係請負人及びその労働者に係る事項等の通知

元方事業場は関係請負人の名称、安全衛生管理者、労働者数、免許等の資格の取得状況、持ち込み機械等について把握することとされていますが、もともと関係請負人としても、適切な安全衛生管理のためには、これらの把握は是非とも必要な事項であることから、これらについて調査し、把握するとともに、元方事業場に報告することを定めたものです。

再下請けを行った場合については、当然債下請け事業場から、これらの情報を収集し、とりまとめのうえ報告することが必要です。

(4) 作業手順書の作成

作業手順書については、元方事業場、関係請負人等との調整が必要な場合も多く、混在作業では作業手順の統一、周知等が安全衛生上重要な事項であり、他の現場で作成したものをそのまま使うのではなく、その現場の状況を踏まえ、元請け等と十分調整のうえ、作成し、実行することが重要です。

関係請負人が実施する事項(続き)

(5) 協議組織への参加

協議組織では、元方事業者において、作業計画の打ち合わせ、合図の方法の統一等安全作業のための事項が決定されるため、関係請負人においても必ずこれに参加するように定めたものです。

また、災害防止上重要な時期に開催される会議については、店社の安全衛生責任者の参加が必要であることを定めています。

(6) 協議結果の通知

協議については、基本的なこと等は、最初の協議会等で定め、その後は個々の作業ごとに協議を行う場合がありますが、この場合、その後新たに協議会のメンバーとなった事業場は、基本的な事項等重要な事項について知らないままとなってしまう恐れがあります。このため、新たに現場に入ってきた事業場に対しては、それまでに開催された協議事項のうち重要な事項について、十分に周知しておく必要があります。

(7) 作業間の連絡及び調整事項の実施の管理

作業間の連絡及び調整等の結果、元請け事業場の統括安全衛生責任者又はこれに準ずる者等から、安全衛生に関する指示があった場合、これを確実に実施することが必要ですが、このため、指示のされた事項について、関係者に確実に連絡し、その実施について管理すべきことを定めたものです。

Point!

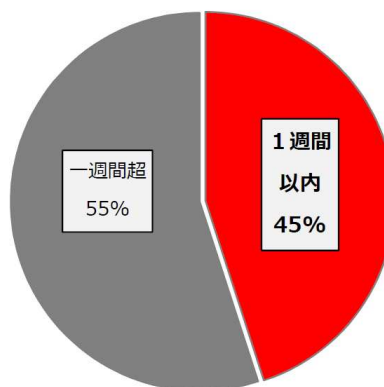
作業内容に変更があったときは、必ず作業を中止し再度作業間の連絡調整と安全衛生打合せを実施しましょう。

(8) 新規入場者教育の実施

現場入場経過日数別・死亡災害発生状況

協議組織において、十分に調整を行い、作業計画等を定めても、作業者にこれが伝わらず、実行されないようでは災害防止は図れません。

このため、これら当該作業現場に特有の事項等について、直接使用している事業場の職長等から作業者に十分な教育を行うとともに、その結果について元方事業者に連絡することを定めたものです。



Point!

平成29年に発生した死亡災害のうち、現場入場1週間以内の災害が45%を占めています。

(9) 作業開始前の安全衛生打合せの実施

関係請負人自らが作業開始前に、当日の作業の方法、労働災害防止上の留意事項等について、十分打合せを行い、安全衛生を確保したうえで作業が行われるよう、当日の作業内容、作業間の連絡調整の結果等について、作業開始前に労働者を集めて安全衛生打合せを実施することを定めたものです。

Point!

作業を開始する前に、それぞれ関係請負人の労働者が集まり、職長などから当日の作業内容、作業方法、作業手順、人員配置、安全衛生上の注意事項等について指示、連絡及び調整を受けることは、作業を円滑、かつ、安全衛生を確保して進めるために重要なことです。

(10) 職長会(リーダー会)の設置

関係請負人は、職長及び労働者の安全衛生意識の高揚、職長間の連絡の緊密化、労働者からの安全衛生情報の把握等を図るため、職長会(リーダー会)を設置することとされています。設置した職長会については、すべての職長が参加することが望ましいことから、それぞれの職長にその重要性を徹底し、参加させることとしています。

建設現場の安全管理は、元方事業者が一方的に実施するものではなく、関係請負人と一体となって進めることが大切であり、この観点から、元方事業者は関係請負人の自主的な安全管理活動を促進する必要があります。

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。

「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

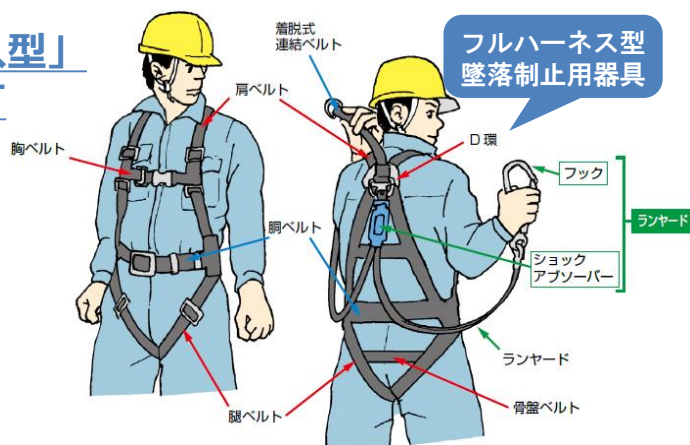
	安全帯		墜落制止用器具	
①	胴ベルト型 (一本つり)	○→	胴ベルト型 (一本つり)	②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。
②	胴ベルト型 (U字つり)	×→	×	
③	ハーネス型 (一本つり)	○→	ハーネス型 (一本つり)	

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)等の改正、ガイドライン(注3)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。



3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注4)の改正)

以下の労働者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

▶ 墜落の危険がある作業のうち「特に危険性の高い業務」を行う労働者。

「特に危険性の高い業務」とは、高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業(ロープ高所作業を除く)などの業務をいいます。

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注4)安全衛生特別教育規程

事業主の皆さまは、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いいたします。

政令等の改正について P2～

ガイドラインについて P4～

政令等の改正について

【改正の背景】

建設業等の高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内蔵の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に関わる災害が確認されています。また、国際規格等では、着用者の身体を肩、腰部、腿などの複数箇所で作保持するフルハーネス型安全帯が採用されています。

このため、厚生労働省では、現行の安全帯の規制のあり方について検討を行う専門家検討会を開催し、その結果※を踏まえ、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに、特別教育を新設し、墜落による労働災害防止のための措置を強化しました。また、墜落制止用器具の安全な使用のためのガイドラインも策定しています。

なお、墜落制止用器具の構造規格については、2019(平成31)年1月頃に告示する予定です。

※ 墜落制止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会報告書（平成29年6月13日・厚生労働省取りまとめ）

「墜落制止用器具」への名称変更（安衛令第13条）

安衛令第13条第3項第28号を改正し、「安全帯(墜落による危険を防止するためのものに限る。)」を「墜落制止用器具」に改めます。また、本改正後「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型(一本つり)」と「ハーネス型(一本つり)」のみとなり、「胴ベルト型(U字つり)」の使用は認められません。

墜落による危険の防止（安衛則第130条の5等）

安衛則、ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則及び酸欠則を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」に改めます。

- ① 「安全帯」を労働者に使用させることを事業者¹に義務付けることを内容としている規定及び当該規定と関係する規定
- ② 作業主任者等に「安全帯」の使用状況の監視や機能の点検等を義務付けることを内容とする規定

★**墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具の選定要件について** → 5ページ参照
2019(平成31)年1月に改正される予定の「安全帯の規格」と、本紙掲載の「ガイドライン」において規定されます。

経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用される予定です。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(平成34)年1月1日までとなります。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日(1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間	使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)																×
安全帯の規格改正(予定)					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能				販売可能												×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												

特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第24条）

安衛法第59条第3項の特別教育の対象となる業務に、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ(★)において、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)」が追加されます。

特別教育の対象となる業務を行う者は、**下表Ⅰ～Ⅴの科目(学科4.5時間、実技1.5時間)**を受講する必要がありますが、例外として、以下の場合の一部の科目を省略することができます。

【受講を省略できる条件】

フルハーネス型墜落制止用器具の使用等に関して十分な知識及び経験を有すると認められる者については、下記のとおり学科・実技の一部の科目を省略することが可能です。

- ① 適用日時点において(★)の場所で**フルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験**を有する者は、**Ⅰ、Ⅱ、Ⅴを省略**できます。
- ② (★)の場所で**胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験**を有する者は、**Ⅰを省略**できます。
- ③ **ロープ高所作業特別教育受講者**又は**足場の組立て等特別教育受講者**は、**Ⅲを省略**できます。

なお、適用日(2019(平成31)年2月1日)より前に、改正省令による特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

特別教育の内容

学科学目	範 囲	時 間
Ⅰ 作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	1 時間
Ⅱ 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用方法	2 時間
Ⅲ 労働災害の防止に関する知識	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1 時間
Ⅳ 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範 囲	時 間
Ⅴ 墜落制止用器具の使用方法等	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5時間

ガイドラインのポイント

厚生労働省は、墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、今回の、一連の安全帯に関する規制の見直し等を一体的に示した「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」を策定しました。主なポイントは以下のとおりです。

※ ガイドラインの全文は7・8ページに掲載しています。

適用範囲

● このガイドラインは、墜落制止用器具を使用して行う作業に適用する。

用語

●自由落下距離

作業者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合における当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからフック等の取付設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたものをいう。

(右図のA)

●落下距離

作業者の墜落を制止するときを生ずるランヤード及びフルハーネス又は胴ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたものをいう。

(右図のB)

●垂直親綱

鉛直方向に設置するロープ等による取付設備。

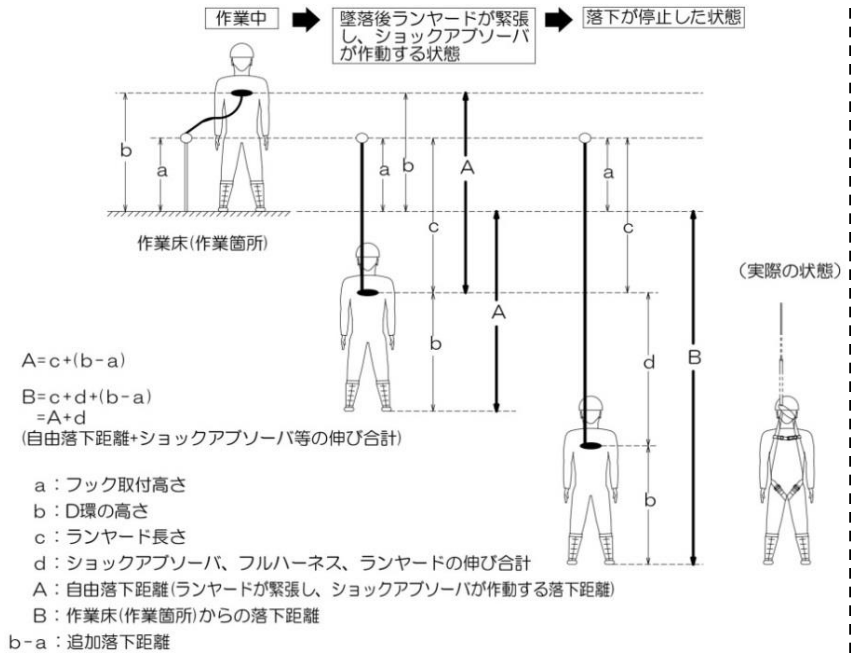
●水平親綱

水平方向に設置するロープ等による取付設備。

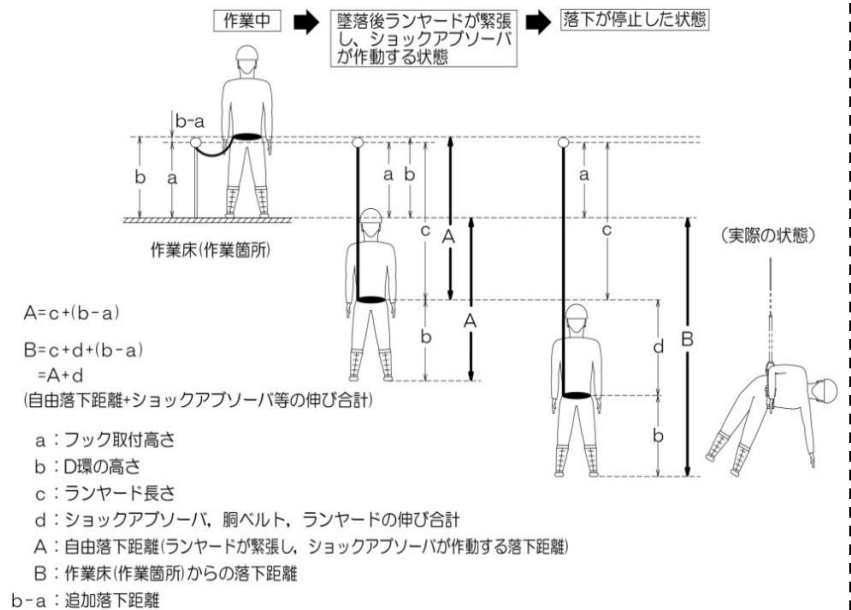
●ワークポジショニング作業

ロープ等の張力により、U字つり状態などで作業者の身体を保持して行う作業。

【フルハーネス型の落下距離等】



【胴ベルト型の落下距離等】



- 「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」の選定要件は以下のとおりです。これらの要件は、2019(平成31)年1月に改正される予定の「安全帯の規格」とガイドラインにおいて規定されます。

「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」の選定要件

※ 次ページに掲載のガイドライン抜粋もご参照ください。

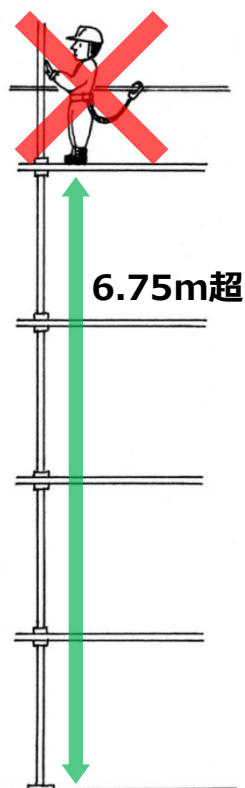
要件① 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

2 m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合(高さが**6.75m以下**)は、胴ベルト型(一本つり)を使用することができます。

※ 一般的な建設作業の場合は**5m以上**、柱上作業等の場合は**2m以上**の箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

※ 柱上作業等で使用される**U字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できません**。U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用することが必要となります。



6.75m超

要件② 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。

(85kg用又は100kg用。特注品を除く。)



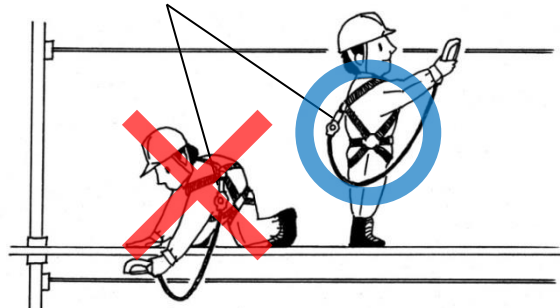
(100kg用が適切な者)

要件③ ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選択

ショックアブソーバを備えたランヤードについては、そのショックアブソーバの種別が取付設備の作業箇所からの高さ等に応じたものでなければなりません。(腰より高い位置にフックを掛ける場合は第一種、足元に掛ける場合は第二種を選定します。)

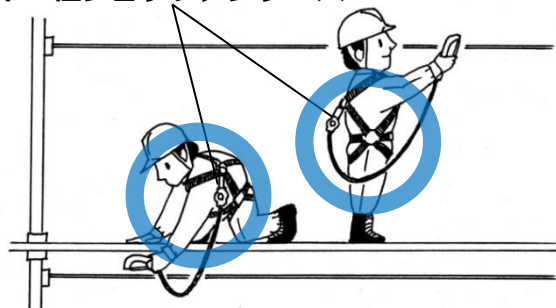
フック位置が腰より高い場合

第一種ショックアブソーバ



フック位置が腰より低い場合

第二種ショックアブソーバ



【墜落制止用器具の選定要件（ガイドライン抜粋）】

○ 墜落制止用器具の選定

- ・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合の対応として、胴ベルト型の使用が認められること。
- ・ 胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルハーネス型を使用した場合の自由落下距離＋ショックアブソーバの伸び＋1m(＝6.75m)以下としなければならないこと。

○ 一般的な建設作業等(ワークポジショニング作業を伴わない場合)

- ・ 腰の高さ以上にフック等をかけて作業できる場合には第一種ショックアブソーバ※¹を、足下にフック等をかけて作業する場合は、フルハーネス型を選定するとともに第二種ショックアブソーバを選定すること。

〔※¹ ショックアブソーバとは、墜落を制止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。第一種ショックアブソーバは自由落下距離1.8mで墜落を制止したときの衝撃荷重が4.0kN以下であるものを、第二種ショックアブソーバは自由落下距離4.0mで墜落を制止したときの衝撃荷重が6.0kN以下であるものをいう。〕

- ・ ランヤードは、標準的な条件における落下距離を確認し、適切なものを選定すること。
- ・ 墜落制止用器具には、使用可能な最大質量(85kg又は100kg。特注品を除く。)が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。
- ・ 胴ベルト型が使用可能な高さの目安は、建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件※²を想定すると、**5m以下**とすべきであること。これよりも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。

〔※² ランヤードフック等の取付高さ:0.85m、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ:1.45m、ランヤード長さ:1.7m、ショックアブソーバ(第一種)の伸びの最大値:1.2m、フルハーネス等の伸び:1m程度。〕

○ 柱上作業等(ワークポジショニング作業を伴う場合)

- ・ ワークポジショニング用器具を使用して作業を行う際には、墜落制止用器具を併用する必要があること。
- ・ ワークポジショニング作業は、通常、フック等を頭上に取り付けることが可能であることから、**フルハーネス型を選定**すること。ただし、頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用も認められること。

使用方法

- 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着すること。
- 墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えるものであること。
- 墜落後にフック等に曲げの力が掛かることによる脱落・破損を防ぐためフック等の主軸と墜落時に掛かる力の方向が一致するよう取り付けること。
- 垂直親綱に墜落制止用器具のフック等を取り付ける場合は、親綱に取り付けたグリップ等の取付設備にフック等をかけて使用すること。取付設備の位置は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環の位置より下にならないようにして使用すること。
- 水平親綱は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張り、それに墜落制止用器具のフック等を掛けて使用すること。

点検・保守・保管、廃棄基準

- 墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実に言い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。
- 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。また、点検の結果、異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。

足場を設置する際は、 「より安全な措置」等に取り組みましょう



建設業で発生する死亡労働災害のうち、
約45%は、墜落・転落災害によるものです。

▶ 墜落・転落災害を防止するため、下の2点を確実に実施してください。

労働安全衛生規則の徹底

→ P15 参照

「より安全な措置」等の実施

→ P13,14 の (1) (2) (3)

建設業における労働災害の発生状況

図1
死亡災害の事故の型別内訳（平成28年）

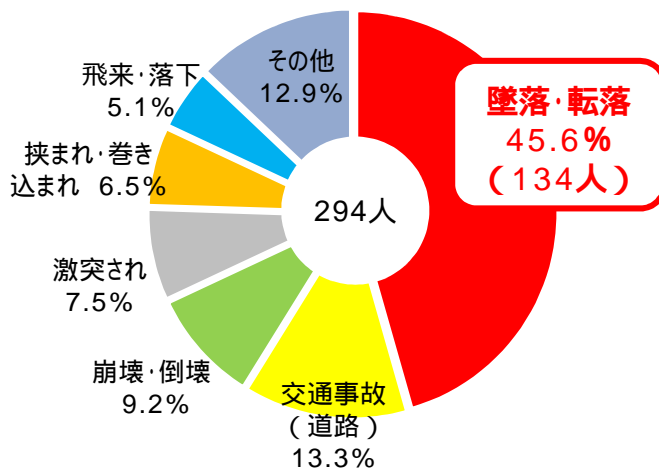
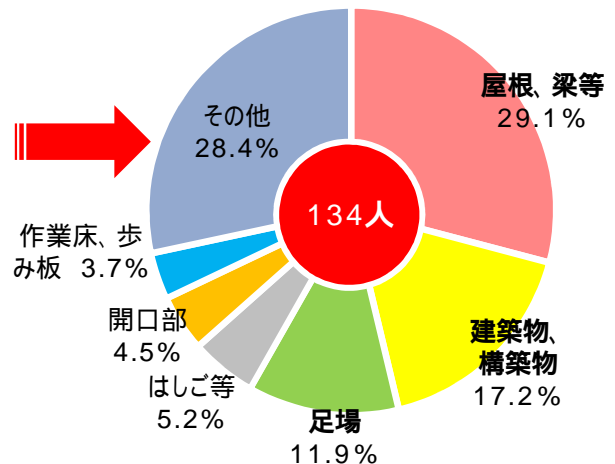


図2
墜落・転落災害の発生箇所（平成28年）



厚生労働省では、「より安全な措置」等の普及促進等を目的として「委託事業「墜落・転落災害等防止対策推進事業（建設業）」を実施しています。

No more! 墜落・転落災害 @建設現場



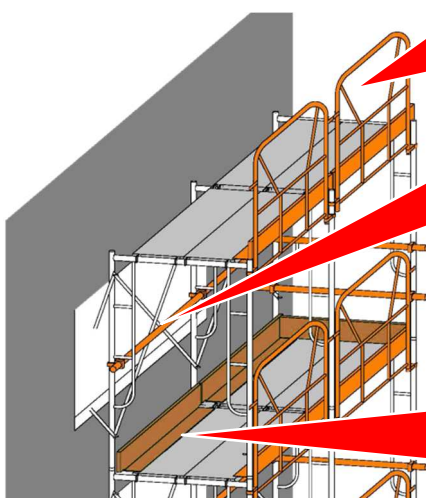
「より安全な措置」等について

厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の一層の防止のため、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」を策定し、この中で、**労働安全衛生規則**（ ）の**確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」**等を示しています。（ ）P15参照

（１）足場からの墜落防止措置の実施

足場からの墜落災害を防止するため、以下の「より安全な措置」を講じましょう。

わく組足場



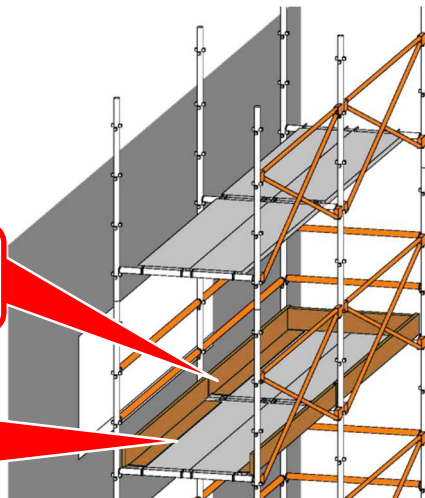
手すり、中さん及び幅木の機能を有する「手すり先行専用型足場」の設置

上さんの設置

手すり等、及び中さん等に加え、幅木の設置

床材は建地と隙間を作らないよう設置
(図は床付き幅木の例)

その他の足場



（２）「手すり先行工法」及び「働きやすい安心感のある足場」の採用

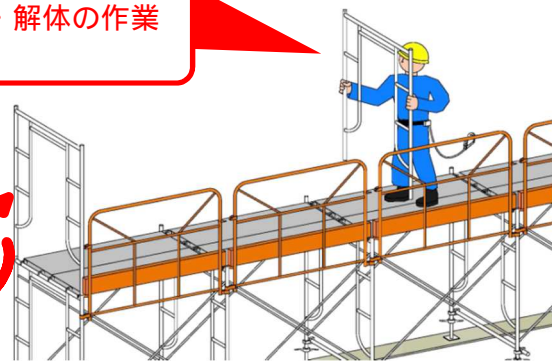
足場の組立、解体時、及び使用時の墜落災害を防止するため、「**手すり先行工法等に関するガイドライン**」に基づいた手すり先行工法による足場の組立て等の作業を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を設置しましょう。

ガイドラインは、厚生労働省ホームページに掲載しています。「手すり先行工法」については、次頁参照。

わく組足場

最上層の一層下から手すりを設置

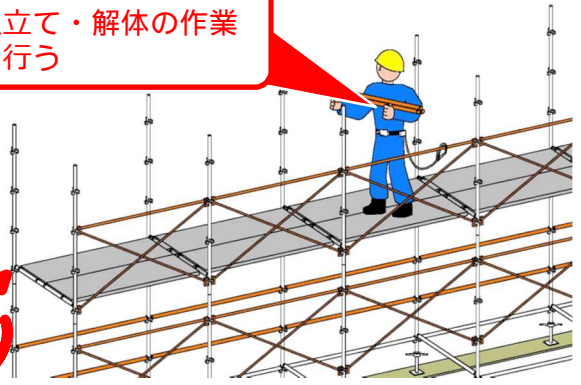
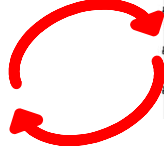
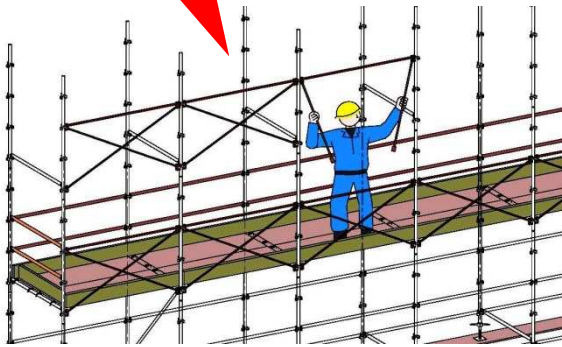
手すりがある状態で組立て・解体の作業を行う



その他の足場

最上層の一層下から
手すりを設置

手すりがある状態で
組立て・解体の作業
を行う



手すり先行工法とは

足場の組立て・解体時の最上層からの墜落防止措置として効果が高い方法の一つに、手すり先行工法があります。手すり先行工法とは、**足場の組立時に作業床に乗る前に適切な手すりを先に設置し、かつ、解体作業時にも作業床を取り外すまで手すりを残しておく工法**です。

(3) 足場の安全点検の確実な実施

足場の種類に応じたチェックリスト等を活用して、安全点検を確実に実施してください。

点検の内容例 一わく組足場用一

点検事項	点検の内容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか ②床付き布わくは変形したり、損傷していないか ③つかみ金具の外れ止めは確実にロックされているか ④床材と建地の隙間は12センチメートル未満(※)か ⑤床付き布枠は建わくに隙間なく設置されているか ⑥.....
2 建地、布、腕木等の繋結部、接続部及び取付部の緩み状態	①建わく、布わくの取付状態は計画通りか ②建わくは、アームロック等で確実に接続されているか ③脚柱ジョイント、アームロックはロックされているか ④建わく、布わくの取付部に緩みはないか ⑤.....

点検事項(注6)	点検の内容(注7)	良否(注8)	是時内容(注9)	確認(注10)
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態				
2 建地、布、腕木等の繋結部、接続部及び取付部の緩み状態				
3 繋結材及び繋結金具の損傷及				

足場の組立て、変更時等の点検実施者は、下記に該当する方等の**十分な知識・経験のある方**を指名しましょう。また、足場の組立て等の作業に直接従事した以外の方が行うことで客観的で的確なものとしましょう。

足場の組立て等作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している方
労働安全コンサルタント(試験の区分が土木又は建築の方)など、労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出についての「計画作成参画者」に必要な資格がある方
全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた方
建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた方
点検実施者について、チェックリストの「点検者職氏名」欄へ記載しましょう。

作業開始前の点検は、職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名しましょう。

チェックリストや資料は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱(別添:「より安全な措置」等について)
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeniseibu/0000088456.pdf>
 リーフレット「手すり先行工法及び働きやすい安心感のある足場」
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0906-3.html>

(参考) 「労働安全衛生規則」に基づく足場における墜落防止措置

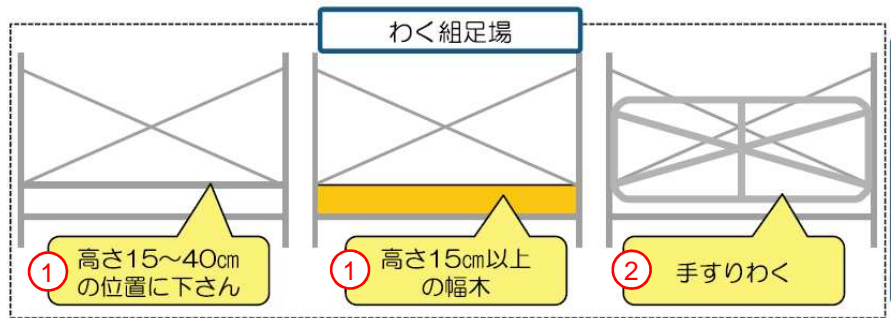
通常作業時における足場の墜落防止措置 (安衛則第563条)

わく組足場

または のいずれかの措置

「交さ筋かい」+「下さん」
または「高さ15cm以上の幅木」
下さんの位置 = 高さ15~40cm

または、
「手すりわく」

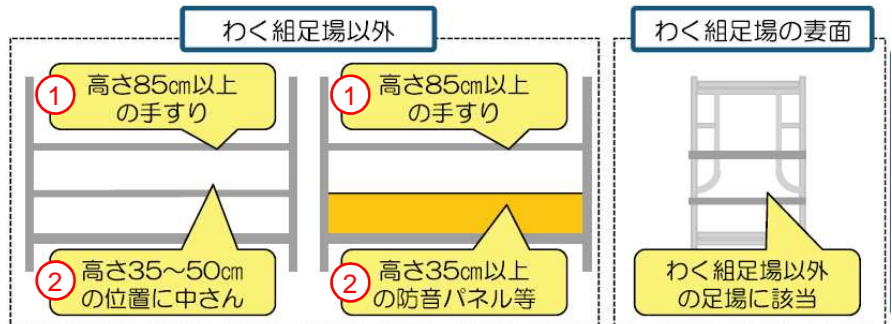


その他の足場

と 両方の措置

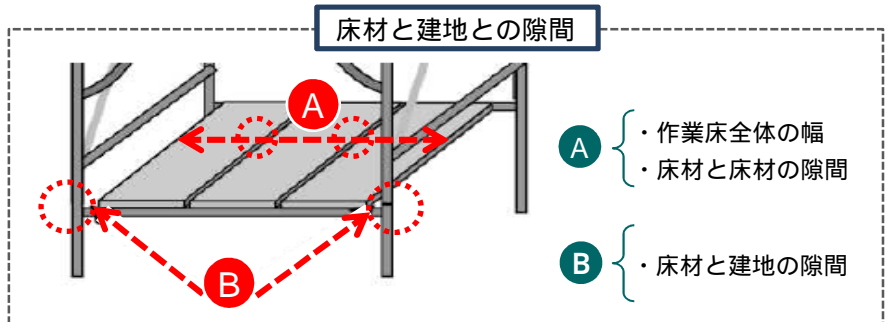
「手すり」
手すりの位置 = 高さ85cm以上

「中さん」
中さんの位置 = 高さ35~50cm



床材と建地との隙間

- A 作業床の幅は 40cm 以上
床材の隙間は 3cm 以下
- B 床材と建地の隙間は
12cm 未満



墜落防止対策を進めるためのアドバイスをします

～ 「墜落・転落災害等防止対策推進事業 (建設業)」 について～

厚生労働省では、「より安全な措置」等の普及促進等を目的として、委託事業「墜落・転落災害等防止対策推進事業 (建設業)」を実施しています (平成29年度は全国仮設安全事業協同組合に委託)。本事業では、主に以下の取組を行っています。

「より安全な措置」等に関する調査・診断

「より安全な措置」等の墜落防止対策に関する相談や助言、作業計画・改善計画の作成支援を行う

「より安全な措置」等に関する説明会

全国47都道府県で、労働安全衛生規則や「より安全な措置」等に関する理解を深める説明会を実施する

お問い合わせは、全国仮設安全事業協同組合 (本部・支部) まで

ホームページ: <http://www.kasetsuanzen.or.jp>

メールアドレス: info@kasetsuanzen.or.jp

(注) 平成29年度の説明会は終了しています。

また、平成30年度の事業実施者、事業内容等については、決まり次第のご案内となります。

(H29.12)

建設業における職長及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育を実施しましょう

平成29年2月に「建設業に従事する職長及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育カリキュラム」が定められました。

東京労働局が実施したアンケートによると、労働災害の発生割合の低い建設業店社では、職長等に対する再教育を実施している割合が高いことがわかっています。

現場における安全管理の要である職長等の能力向上を図り、労働災害の撲滅に取り組みましょう。

教育カリキュラム及び対象者

教育カリキュラム

科目	時間
職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関すること	120分
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	60分
危険性又は有害性等の調査等に関すること	30分
グループ演習	130分

対象者

- ・ 職長等の職務に従事することとなった後、概ね5年経過後
- ・ 機械設備等に大幅な変更があったとき

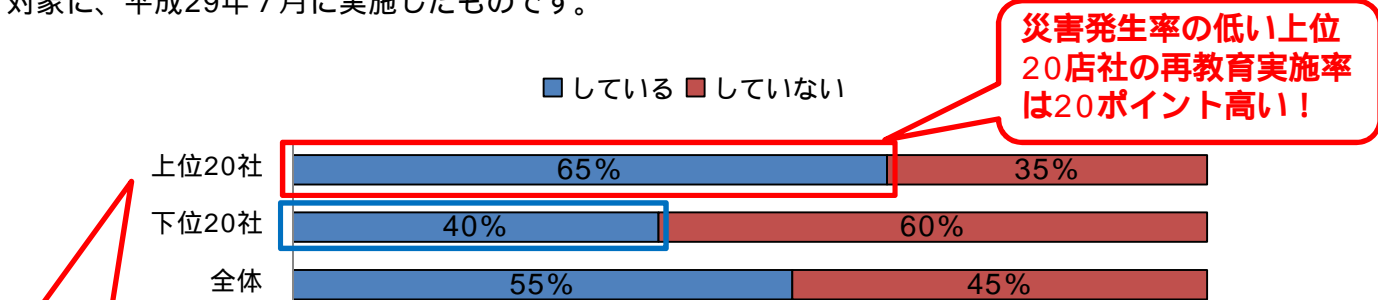
講習時間

5時間40分

平成29年2月20日付け
基発第0220第4号

建設業における労働災害防止活動の取組状況アンケート結果（抄）

アンケートは、第12次東京労働局労働災害防止計画の建設業の取組事項についての進捗状況、建設業店社における安全衛生活動の実施状況について、東京都内に店社等を置く建設業100社を対象に、平成29年7月に実施したものです。



災害発生率の低い上位20店社の再教育実施率は20ポイント高い！

第12次防計画期間中の店社ごとの度数率の低い20社（上位）と高い20社（下位）を比較したもの

職長等に対する定期的な再教育の実施状況



東京労働局
労働基準監督署

現場特有のリスクに応じた実効性のある 「新規入場者教育」を実施しましょう

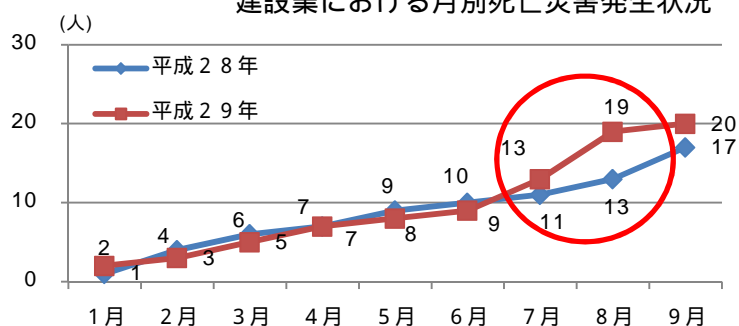
建設業における労働災害が急増しています。

平成29年に発生した死亡災害のうち、現場入場1週間以内の災害が45%を占めています。

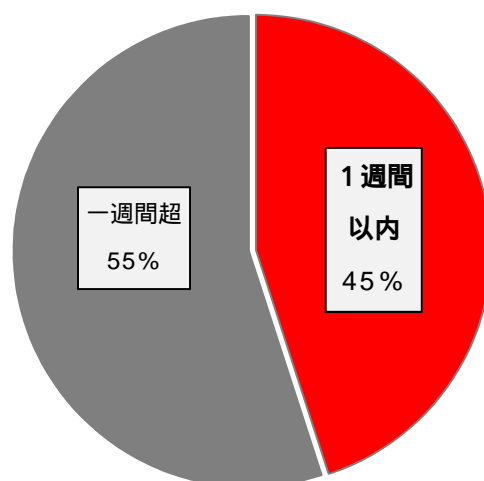
現場特有のリスクに応じた実効性のある新規入場者教育を実施し、労働災害の撲滅に取り組みましょう。

労働災害の発生状況

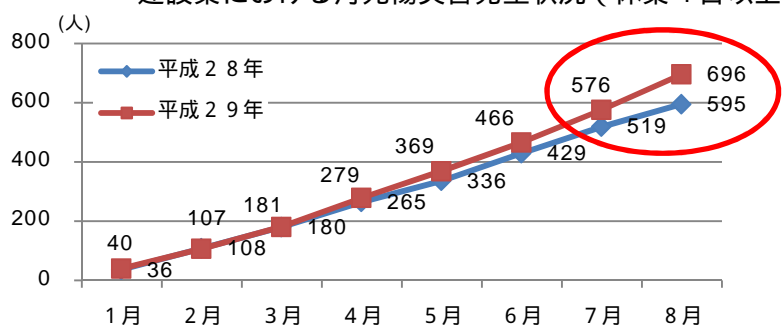
建設業における月別死亡災害発生状況



現場入場経過日数別・死亡災害発生状況



建設業における月死傷災害発生状況（休業4日以上）



新規入場者教育の具体的な教育項目の例

- ・ 工事概要及び作業方針
- ・ 現場ルールについて
 - 「危険予知活動」
 - 「ヒヤリハット運動」
 - 「一声かけあい運動」など
- ・ 現場特有のリスクについて
 - 「高所作業箇所」
 - 「進入禁止箇所」 など
- ・ 基本的な安全意識について
 - 「近道・省略行動」の禁止
 - 「危険感受性の向上」 など

教育項目は一例です。
現場ごとに教育内容を工夫して実施して下さい！

あなたの現場では？

次のような問題点があったら要注意、墜落・転落による死亡災害と無縁ではありません。

墜落・転落による死亡災害発生現場の危険な状況・問題点

その1

元方事業者等が工法の選定等の施工計画時においてリスクアセスメントを実施していますか？

元方事業者及び関係請負人は施工計画の策定及び施工する工法を選定するに当たり、リスクアセスメントを実施せ

ず、リスク低減措置を行うことなく危険性が高い工法で下請の労働者に作業をさせていた事例があります。

死亡災害事例

◆線路沿いの約40年前に設置された木製電柱の低圧電線を撤去するため、被災者は作業床を設けることなく直接木製の電柱に登り、高さ5.57mに位置する場所にあった鉄の棒に足を置いて安全帯等を木柱等に取付けて作業をしていたところ、当該木柱が根元から折れ、被災者は木柱とともに線路上に墜落し、線路と木柱に胸部が挟まれた。

【高所作業車を使用する等により、墜落・転落のリスク低減を図らなかった。】

◆アースドリル(吊り上げ荷重60tのクローラクレーンにアースドリルアタッチメントを取り付けたもの)を用いて補巻フックで杭穴に挿入されていたケーシングを引き抜こうとしたところ、アースドリルがバランスを崩して道路側に転倒した。

【移動式クレーンを現場に搬入し使用する等により、ケーシングの引き抜き作業のリスク低減を図らなかった。】

その2

元方事業者の職員や関係請負人の職長は、現場内の危険箇所を把握していますか？

元方事業者の職員は、現場内の危険を把握している必要があり、また、関係請負人の職長は、作業の手順とともに配下の労働者の作業箇所どんな危険があるかを把握して

おく必要がありますが、これが不十分だったと見られる事例があります。

死亡災害事例

◆公園造成に伴うフェンス整備工事において、掘削で出たガラを取り除くためにドラグショベルを運転して掘削溝の端部側を移動中、掘削端部の地山が崩れドラグショベルが掘削部に転倒し、運転席から約1.7m下の掘削底に墜落した。

【元方事業者及び関係請負人が現場の状況を把握して運行経路等を定めていなかった。】

◆看板の補修工事において、被災者は単管抱き足場上で塗装作業をしていたが、同じ単管抱き足場の上部で作業していたアーク溶接の火花が塗料缶に引火し、被災者の作業服に燃え移り、バランスを崩し3.91m下の地上に墜落した。

【関係請負人の職長は、同時に近接してアーク溶接作業と塗装作業があることを把握していなかった。】

その3

現場内の設備を法令で定めた安全基準で 設置・維持していますか？

元方事業者の職員と関係請負人の職長は、法令上の安全基準を知っていなければなりません。法令上の安全基準は、最低限の基準ですから、足場などの仮設物、建築物、機械などの設備については、少なくともその基準に合うように

しておく必要があるのに、余り出入りしない箇所だから、臨時の作業だから、また、安全帯を使えば十分だから、などの理由から設備の安全基準を理解し守ろうとする姿勢が不十分だったと見られる事例があります。

死亡災害事例

◆木造3階建ての新築住宅建築工事において、一側足場上で屋根に雨どいをとりつける作業中、バランスをくずして足場3層目から約6メートル下の地面まで墜落した。

【手すり等の墜落防止設備もなく安全帯も使用させずに作業をさせていた。】

◆校舎建替工事において、5階内部の枠組み足場上で柱の型枠組立作業をしていたところ、バランスを崩し高さ3.8mの3層目足場から墜落した。

【手すりのない枠組み足場上で作業させていた。】

その4

作業手順の確認などの打合せを 十分に行っていますか？

関係請負人の職長は、工程や作業手順について元方事業者と打合せをした上で、危険を防止するため、配下の労働者とも具体的な作業手順書などを基にして十分な打合せをする必要がありますが、元方事業者は作業手順の検討に

必ずしも熱心でなく、職長は、作業手順に基づくKY活動の実施といった打合せを十分には行っていなかったと見られる事例があります。その結果、例えば安全帯の使用も徹底していませんでした。

死亡災害事例

◆外部枠組足場(手すりわく式)の解体作業において、枠組足場の手すり枠を外そうと取付用金具を外したときに、建枠を降ろしていたロープと絡まった別のロープを保持するよう指示されたため、ロープを手にしたところ前のめりになり取付用金具が外された手すり枠が外れ、高さ31メートル下へ落下した。

【手すり枠を先に外したため、手すりが無い状態で足場上で解体作業を行わせていた。】

◆エレベーター搬器の解体作業を行う際、搬器の天井に上がりアセチレンガスによりワイヤーロープの緊結金具を溶断したところワイヤーロープが外れ、搬器のバランスを取ってワイヤーロープで結ばれているカウンターウエイトが落下し、搬器上でガス溶断していた作業員の頭部にカウンターウエイトが直撃した。

【エレベーター解体を行う作業手順がなく、専門性のない下請作業員が実施していた。】

その5

新規入場者教育を 適切に行っていますか？

墜落・転落で死亡する労働者の多くは、現場入場1日目や2日目です。新たに現場で作業に従事することとなった労働者に対して、職長など関係請負人の責任者は、現場内の危険箇所の状況、他の事業者の労働者が混在作業をする場

所の状況などの事項について、その現場の特徴を踏まえた教育を行う必要がありますが、これが十分行われていなかったと見られる事例があります。

死亡災害事例

◆橋梁の補修工事において、橋梁下部につり足場の組立作業中に、照明を移設するための作業に取りかかったところ、作業員がつり足場から転落した。

【新規入場者教育について、夜間における橋梁下部の吊り足場上での作業という現場の特徴を踏まえたものになっていなかった。】

◆公園設備の工事において、トラックの荷台から締固め用のローラーを降ろすため、鋼製の道板を設置しローラーを降ろしていたところ、被災者は道板上でバランスを崩し仰向けに転倒しローラーに轢かれた。

【ローラーの使用方法について適切な教育を実施していなかった。】

墜落・転落による 死亡災害を起こさない取組を すぐに始めましょう

災害事例にみられるとおり、墜落・転落による死亡災害の多くは、事前に、墜落による危険の可能性等をよく洗い出し、関係者が打合せ、危険防止措置や危険性をより一層低減させる措置を講じることで、発生を防止できると考えられます。このため、リスクアセスメントの適正な実施は大変有効な手法です。

建設業では、墜落・転落による死亡災害防止のため、過去長年の取組がされてきましたが、従来からの手法ではなかなか死亡者を減らすことができない状態になってしまったと考えられます。

“墜落・転落による死亡者ゼロ”は、誰もが願う緊急重大な課題です。今後、効果的に“墜落・転落による死亡者ゼロ”を実現するためには、事業者の新たな決意の下、本社、支店等の店社、施工現場の責任者、職長が中心となって、リスクアセスメントなど次の取組を実施し、かつ、充実させていくことが必要です。

- 墜落・転落の危険についてのリスクアセスメントの実施
- 法令に基づく墜落・転落危険の防止措置の完全実施と墜落・転落リスクの低減措置の実施
- 手すり先行足場工法の積極的な採用

リスクアセスメントの効果

- 1 災害要因を事前に排除できます。
- 2 対策の優先付けが可能となり、費用対効果が向上します。
- 3 安全配慮義務の履行に不可欠です。
- 4 災害防止の説明責任を全うする上で不可欠です。
- 5 管理監督者と作業員との危険に対する認識が共有できます。
- 6 残されたリスクに対して「守るべき決め事」の理由が明確になります。

“リスクアセス”で 墜落死亡を防ぐ!

労働災害の効果的防止のための安全衛生管理手法として、危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施が、労働安全衛生法に規定されました。リスクアセスメントを適切に実施して、死亡災害等の発生を予防しましょう。

死亡・重傷災害は、リスクアセスメントをきちんと実施することでその多くを防ぐことができます。なぜなら、リスクアセスメントは、危険の度合の大きいリスクに対して優先的な対策を講じる仕組みだからです。

**“リスクアセス”は決して複雑ではありません。
次の3つの手順で行います。**

(便宜上、リスクアセスメントとその結果に基づく対策の実施をリスクアセスメントとして扱っています。)

- 1 危険の洗い出し**
- 2 危険の度合の見積**
- 3 危険防止対策の優先順位の設定・対策の実施**

施工に伴う安全衛生の確保は、元方事業者の店社（本社や支社・支店など）が着工前などに行うリスクアセスメント、請負人の事業者が行うリスクアセスメント、さらに施工現場でのリスクアセスメントとがあいまって効果を発揮します。実際には、リスクアセスメントの展開は様々な形になり得ます。そのうち、ここで示すのは、現場の責任者や請負人の職長が取り組める施工現場での簡単な試みの例です。（これも、実際のやり方は多様ですから、必ずしもすべて同じようにしなければならないというものではありません。）

“リスクアセス”をやってみる

特に、墜落の危険がある場所での作業を取り上げて実施してみましょう。

1 危険の洗い出し

実施者： 施工現場における元方事業者と請負人の職長が協力して行います。

実施事項： 次の事項

予定されている作業の作業手順を分解（作業手順書があればそれを利用）して、作業の順序に従って、「**墜落・転落の危険がどこに潜んでいるか**」を、建物、仮設物等の各種設備について、危険を洗い出します。洗い出しは、「～（誰）が、～する（作業）とき、～だった（墜落・転落の危険）ので、～になる（墜落・転落）」というように行います。

例1 「クレーンで荷揚げする型枠部材を最上階に取り込むとき、荷を引き込もうとして床先から墜落する」

例2 「荷揚げした型枠部材を整理するとき、すぐわきにエレベーターピットがあるので、そこから墜落する」

2 危険度合の見積

実施者： 施工現場における元方事業者と請負人の職長が協力して行います。

実施事項： 洗い出した危険について、危険の度合がどのくらいになるか見積を行います。

見積をするための基準としては、次のものが必要で、これらはあらかじめ決めておく必要があります。

① 災害が発生した場合の重症度の基準例

×：死亡・重度の障害 △：休業する災害 ○：休業しない軽症

② 災害が発生する可能性の基準例

×：可能性が高い △：可能性がある ○：ほとんどない

③ リスクの評価基準例＝危険の度合（①と②の組み合わせ）

9：最も危険の度合が高い 1：最も危険の度合が低い

② \ ①	死亡・重度の障害×	休業する災害△	休業しない軽症○
可能性が高い×	9	7	4
可能性がある△	8	5	2
ほとんどない○	6	3	1

洗い出した危険を上表に当てはめて、危険の度合を見積もります。

「危険の洗い出し」のところの洗い出しの例1と例2を当てはめてみます。

例1 例えば、最上階の床先がかなり高い場所であると仮定して、
重症度は× 発生する可能性は△ とすると、危険の度合は「8」という見積になります。

例2 例えば、ピットがかなり深いと仮定して、
重症度は× 発生する可能性は× とすると、危険の度合は「9」という見積になります。

3 危険防止のための対策の決定と実施

実施者： 施工現場における元方事業者と請負人の職長が協力して行います。

実施事項： 危険の度合に応じて、対策を決定し、実施者、実施時期を決めます。

対策とその実施時期を決めるため、基準をあらかじめ決めておく必要があります。ただし、法令で定められた対策は、必ず実施することが必要です。

対策の基準の例

危険度合の見積	リスクのレベル	対策の基準
9・8	A 重大な危険	作業しない。直ちに本質的対策実施
7～5	B 危険	速やかに効果的対策実施
4・3	C 多少危険	何らかの対策実施
2・1	D あまり危険ではない	可能な範囲で対策実施

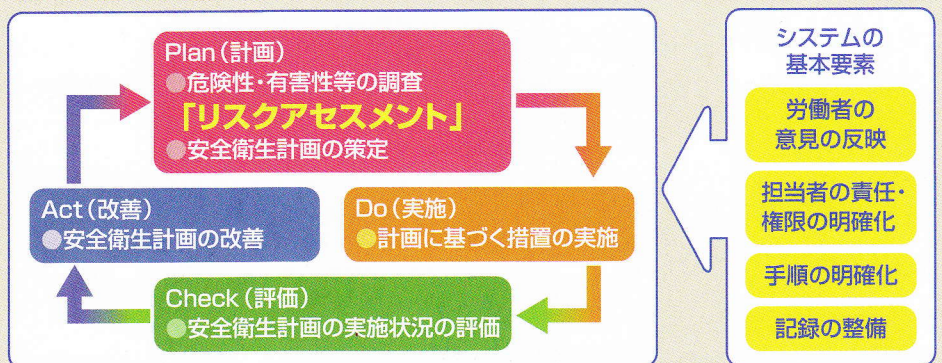
洗い出しの例1と例2について実施してみると最後のページの表のようになります。

労働安全衛生 マネジメントシステムへの発展

リスクアセスメントを実施し、その内容を充実させることにより死亡重傷災害を確実に防止するとともに、これを中核とした労働安全衛生マネジメントシステムに発展させることができます。今すぐ現場での改善は困難であったとしても、記録をしっかり行うことで、次の工事工程や次の現場で計画を見直し、改善に結び付けることも可能です。リスクアセスメントの実施を基礎として、労働安全衛生マネジメントシステムの導入に向け元方事業者と請負事業者の努力が望まれます。

【労働安全衛生マネジメントシステムの仕組み】

経営トップによる安全衛生方針の表明



リスクアセスメントを実施しましょう

平成28年6月1日施行の改正労働安全衛生法に基づき、化学物質（労働安全衛生法施行令別表第9に掲げる物質等）について、以下の3点が義務づけられています

事業場における 【 **リスクアセスメントの実施** 】
譲渡・提供時の 【 **安全データシート（SDS）の提供** 】
譲渡・提供時の 【 **容器等へのラベル表示** 】

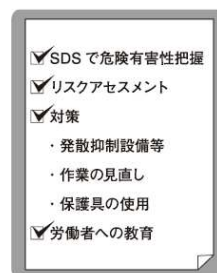


化学物質を取り扱う事業場では…

**ラベルで
アクション**

運動実施中

作業前に絵表示を確認！



製品が来る

ラベルを見る

今すぐ安全対策

危険性・有害性のある化学品には下記の絵表示(GHSラベル)があります。



容器等のラベルに危険有害性を示すGHS絵表示のついている製品については、メーカー等から提供される**安全データシート(SDS)を確認**し、人体に及ぼす作用や取扱い上の注意を把握しましょう。

SDS等の情報を基に、その化学物質の取扱い業務について**リスクアセスメントを実施**しましょう。

化学物質の危険有害性の情報が適切に伝達され、事業者がその取り扱い状況に応じて適切に管理できるようにすることが重要です。

危険性または有害性の特定

SDS入手状況を確認しましょう



塗料、ラッカー、シンナー、接着剤、結晶シリカ、溶接ヒュームといったいくつかの化学物質は、労働者がさらされる可能性のある化学物質のほんの一部です。

対象となる業務を洗い出した上で、SDSに記載されているGHS分類などに即して危険性または有害性を特定しましょう。



< 危険有害性クラスと区分（強さ）に応じた絵表示と注意書き >

【炎】 可燃性 / 引火性ガス 引火性液体 可燃性固体 自己反応性化学品 など	【円上の炎】 支燃性 / 酸化性ガス 酸化性液体・固体	【爆弾の爆発】 爆発物 自己反応性化学品 有機過酸化物
【腐食性】 金属腐食性物質 皮膚腐食性 眼に対する重大な 損傷性	【ガスボンベ】 高圧ガス	【どくろ】 急性毒性 (区分 1 ~ 3)
【感嘆符】 急性毒性 (区分 4) 皮膚刺激性(区分 2) 眼刺激性(区分 2 A) 皮膚感受性 特定標的臓器毒性 (区分 3) など	【環境】 水生環境有害性	【健康有害性】 呼吸器感受性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性 (区分 1, 2) 吸引性呼吸器有害性

< SDSの記載項目 (GHS 勧告に基づくもの) >

1 化学品および会社情報	9 物理的および化学的性質 (引火点、蒸気圧など)
2 危険有害性の要約 (GHS分類)	10 安定性および反応性
3 組成および成分情報 (CAS番号、化学名、含有量など)	11 有害性情報 (LD ₅₀ 値、IARC区分など)
4 応急措置	12 環境影響情報
5 火災時の措置	13 廃棄上の注意
6 漏出時の措置	14 輸送上の注意
7 取扱いおよび保管上の注意	15 適用法令 (安衛法、化管法、消防法など)
8 ばく露防止および保護措置 (ばく露限界値、保護具など)	16 その他の情報

リスク評価

SDS情報のほか、ばく露量や作業条件も考慮しましょう



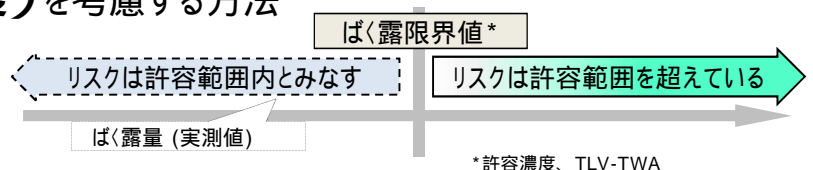
いくつかの方法 (以下の例) から選択しましょう

(発生可能性) と (重篤度) を考慮する方法

従来から一般的なマトリクス法などのほか、コントロール・バンディング 等の方法があります。

(有害性の程度) と (さらされる程度) を考慮する方法

化学物質などの気中濃度を測定し、ばく露限界値と比較する方法は、最も基本的な方法として推奨されます。



その他の方法

特定化学物質、有機溶剤などは、特別則に定める具体的な措置の状況を確認する方法などがあります。

サイト上で必要情報を入力すると、リスクレベルと対策が示される簡易的なリスクアセスメント手法。

*許容濃度、TLV-TWA

適切なリスク評価に基づき、リスク低減措置を検討しましょう
 リスク低減措置は確実に実施し、記録を残すようにしましょう

リスク低減措置の例

作業の計画段階においては、より本質的なリスク低減措置を検討しましょう。
作業そのものの廃止や、有害性の低い代替物質への変更等

作業段階	対策例			
	換気	保護具	管理	爆発火災対策
保管場所	庫内換気用の吸排気設備	保管場所での防毒マスク着用	掲示、施錠	消火器配備 密閉保管
準備作業	換気設備の有効性確認	マスクの点検、確保、着用確認等	対策の周知徹底 装備確認	着火源の持込禁止 防爆構造
本作業	換気設備の稼働状態確認	マスクの使用状態の常時確認	管理者の指揮監督 非常時の応急処置	飲食禁止
片付け	換気設備は人がいなくなった後停止	マスクの使用記録、適正保管	廃棄物の適正処理	使用済ウエスの処理

< 防毒マスクの選定 >

防毒マスクの吸収缶は必ず現場のガス濃度および種類に応じて選定すること。

ミストが発生する場合は、防じん機能を有する吸収缶を使用すること。

防じん機能を有する防毒マスクにあっては、吸収缶のろ過材がある部分に白線

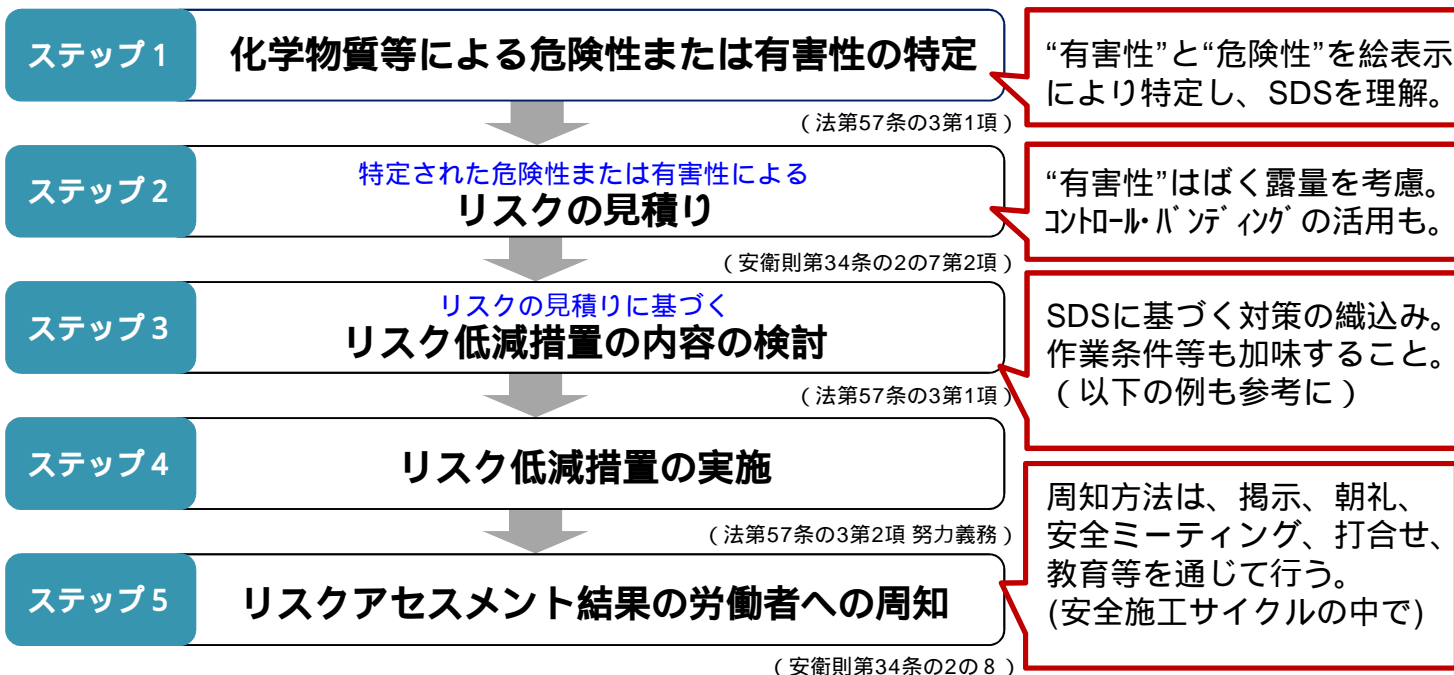
防毒マスクの種類	使用できる濃度の上限
隔離式	2 % アンモニアは3 %
直結式	1 % アンモニアは1.5 %
直結式小型	0.1 %

吸収缶の種類	規格	吸収缶の側面の色
有機ガス用	国家検定	黒
ハロゲンガス用	国家検定	灰色及び黒
アンモニア用	国家検定	緑
亜硫酸ガス用	国家検定	黄赤色
一酸化炭素用	国家検定	赤
酸性ガス用	JIS	灰色
シアン化水素用	JIS	青
硫化水素用	JIS	黄
臭化メチル用	JIS	茶色
水銀用	JIS	オリーブ色
ホルムアルデヒド用	JIS	オリーブ色
リン化水素用	JIS	オリーブ色
エチレンオキシド用	JIS	オリーブ色
メタノール用	JIS	オリーブ色

このほか、吸収缶の有効時間（破過曲線図の確認）を算定し、交換時期の目安や未使用の吸収缶の保存期限等についても確認が必要です。

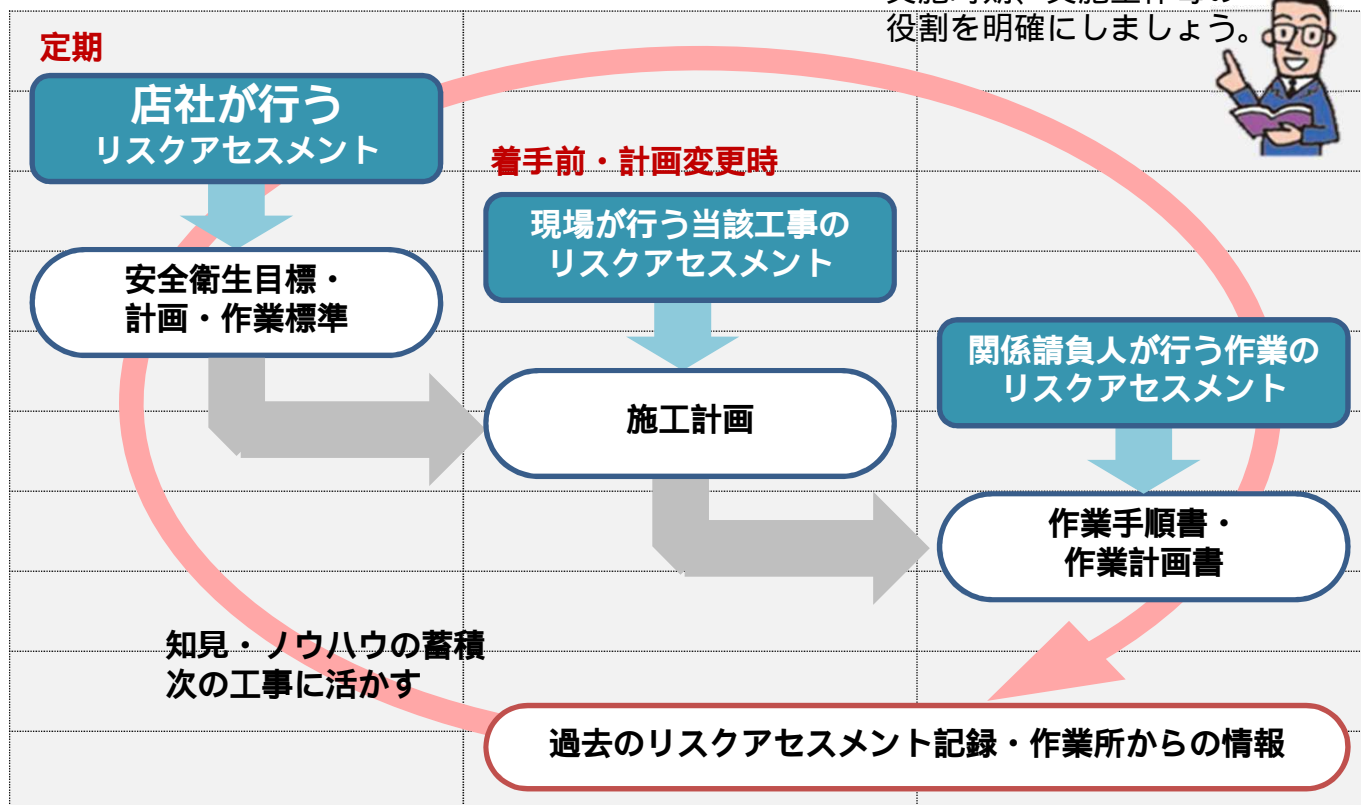
	年月日	使用時間	時間（分）	累計（分）
1		時 分 ~ 時 分		
2		時 分 ~ 時 分		
3		時 分 ~ 時 分		
ガスの種類		使用者名		

リスクアセスメントの流れ



建設業におけるリスクアセスメント

各リスクアセスメントの実施時期、実施主体毎の役割を明確にしましょう。



ラベル・SDS・リスクアセスメントの実施に関する訪問支援等

1) 相談窓口 (コールセンター) を設置し、電話やメールなどで相談を受付

ラベルやSDSの記載内容の理解やこれを活用したリスクアセスメント方法についての質問受付、「化学物質リスク簡易評価法 (コントロール・バンディング)」についても相談できます。

050-5577-4862 (月～金10:00～17:00 (12:00～13:00を除く) 祝日、年末年始を除く)

2) 専門家によるリスクアセスメントの訪問支援

事業場からのご要望に応じて専門家を派遣し、リスクアセスメントの実施を支援します。

一酸化炭素中毒災害の防止について

青梅労働基準監督署

一酸化炭素中毒(以下「CO中毒」という。)による休業4日以上死傷者数は、全国では、平成26年に20件(35人)発生しており、発生原因等を見ると、内燃機関を有する機械等を使用する作業場における換気不十分を原因とするものが全体の8割以上を占めており、内、建設業が全業種の半数を占めています。

建設業における一酸化炭素中毒の内訳は、室内等における発電機等の内燃機関の使用によるものやコンクリート養生のための練炭の使用によるものが多くなっています。

東京労働局管内においても、平成26年に3件の災害が発生しており、内2件は建設業によるものとなっております。

建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドライン(抜粋)

作業責任者の選任と職務

- ・作業手順書の作成
- ・立ち入りを禁止表示
- ・呼吸用保護具の適正使用の確認

元方事業者による管理

- ・作業手順書を提出させる
- ・労働衛生担当者の氏名の確認
- ・作業責任者の氏名と現場巡視計画の確認
- ・CO中毒に係る労働衛生教育受講の有無
- ・作業工程ごとの作業開始及び終了予定日時
- ・作業場所の巡視
- ・関係請負人との連絡調整
- ・CO中毒危険箇所への立ち入り禁止措置

内燃機関・練炭等の使用の際の作業管理

(自然換気不十分な場合)

- ・作業開始前の点検(保護具の数・警報装置等)
- ・作業中(保護具の着用・継続的CO濃度測定)
- ・作業終了後(保護具の清掃・洗浄など)
- ・異常時の措置(退避・原因調査・再測定など)

作業環境管理

- ・COガス濃度計で測定
- ・換気は時間的に均一に(1時間当たり作業場所容積の20倍以上の割合で入れ替える)等

警報装置

- ・使用前の作動確認
- ・作業場所毎の設置等

呼吸用保護具

- ・有効な保護具の選択と使用

健康管理

- ・雇入れ時、定期健康診断
- ・健診後の事後措置

労働衛生教育

- ・雇入れ時の教育
- ・日常の教育
- ・緊急時の訓練

作業手順書の記載事項

- ・作業手順書の作成者
- ・作業を行う日時
- ・作業の内容
- ・作業場所
- ・労働者の数
- ・使用するCO発生機材等
- ・換気の方法と使用する換気設備
- ・使用する呼吸用保護具
- ・CO濃度、酸素濃度測定機材の種類、測定方法、測定時期
- ・COのガス検知警報装置の種類
- ・練炭使用の場合、その保管方法
- ・内燃機関使用の場合、その保守点検状況
- ・作業の手順
- ・緊急時の対応

粉じん障害防止措置の追加について

○呼吸用保護具の使用が必要な粉じん作業の範囲の拡大

① 金属をアーク溶接する作業を行う場合

これまで、「金属をアーク溶接する作業」を行う場合、呼吸用保護具（防じんマスク）※¹の使用は、「屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部に」において行うものに限定されていましたが、この範囲が「屋外」において行うものにまで拡大されます。

これにより、屋内屋外を問わず、「金属をアーク溶接する作業」を行う場合には、呼吸用保護具（防じんマスク）※¹を使用することが必要となります。

② 岩石・鉱物を裁断等する作業を行う場合

これまで、「手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物※²を裁断し、彫り、又は仕上げする作業」を行う場合、呼吸用保護具（防じんマスク）※¹の使用は、「屋内又は坑内に」において行うものに限定されていましたが、この範囲が「屋外」において行うものにまで拡大されます。

これにより、屋内屋外を問わず、「手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする作業」を行う場合には、呼吸用保護具（防じんマスク）※¹を使用することが必要となります。

※¹ 呼吸用保護具（防じんマスク）は、国家検定に合格したものを使用してください。

※² 「鉱物」には、鉱さい、活性白土、コンクリート、セメント、フライアッシュ、クリンカー、ガラス、人工研磨材（アルミナ、炭化けい素等）、耐火物、重質炭酸カルシウム（石灰石の着色部分を除去し微細粉末としたもの）、化学石こうなどの人工物も含まれます。

○粉じん作業の範囲の拡大

これまで、「屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部に」における金属をアーク溶接する作業が、粉じん作業として定められておりましたが、「屋外」で行うものにまで粉じん作業の範囲が拡大されます。

これにより、金属をアーク溶接する作業を行う場合には、粉じん作業場以外の場所に休憩設備を設けることが必要となります。

また、常時アーク溶接を行う事業場のうち、屋外でのみアーク溶接作業を行っていた事業場においても、定期的なじん肺健康診断の実施と、じん肺健康管理実施状況報告※³の提出が必要となります。

※³ じん肺健康管理実施状況報告について

常時粉じん作業に従事する労働者がいる事業場では、毎年2月末までに、その前年のじん肺健康管理実施状況を記した報告書を、所轄の監督署に提出する必要があります。報告に使用する用紙（様式第8号）は、厚生労働省のホームページよりダウンロードしてください。

○厚生労働省HP

ホーム>政策について>分野別の政策一覧について>雇用・労働>労働基準>事業主の方へ>安全衛生関係主要様式>各種健康診断結果報告書

アドレス http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/dl/18_09.pdf

このリーフレットに関する詳細については、都道府県労働局またはお近くの労働基準監督署までお問い合わせください。

青梅署STOP!転倒災害プロジェクト「転倒災害見える化事例」募集中

別 添

「転倒災害防止の見える化事例」

事業場名	
業 種	
事例の概要 タイトル (特徴・着眼点等)	
事例（写真）	 <p>この応募フォームや過去の事例はここからダウンロードできます</p>
公表の許諾	事業場名 許 ・ 否 事例内容 許 ・ 否
御担当者様あて確認させていただくことがありますので下記項目の記入をお願いいたします。	
御 担 当 者 名	
部 署 名	
連 絡 先	電 話 F A X
<p>「問い合わせ先」 青梅労働基準監督署 安全衛生課 (公社)東基連 青梅労働基準協会支部 TEL 0428-28-0331 TEL 0428-24-8917</p> <p>「提出先」 電子メール (青梅労働基準協会支部) umekikyo@t-net.ne.jp</p>	

実施のスケジュール

- 募集期間
平成30年6月～平成30年11月
- 選考委員会
平成30年11月
- 表彰式
平成30年12月13日
(西多摩地区安全衛生大会)

詳しくは、青梅労働基準監督署のホームページに掲載しています

青梅労基署 お知らせ

検索

STOP! 転倒災害 プロジェクト



東京労働局・青梅労働基準監督署

(H30.07)



青梅労働基準監督署